省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	貴省は「現在，我が国はフィリピンとのＦＴＡ交渉において，フィリピン人看護師の受け入れ及び在留資格の緩和等について交渉を進めているところである。現在，規制改革・民間開放推進3ヵ年計画に基づき，今後の交渉を踏まえて検討していきたいと考えている。」と回答しているが，受入れについての具体的な方針と制度の整備が現段階では不明確であり，その点について詳細に説明されたい。 受入れに際して，日本語によるコミュニケーション能力の習得と，看護に関する十分な知識・技術の習得及び看護師資格の取得が必要条件となると考えているが，看護師資格については日本の看護師資格と同等以上と認めることが出来る場合には，海外の看護師資格の取得者が日本国内で看護師業務に従事しても，そのことによる支障をきたすものではないと考える。 上記のような点について再検討され，その見解と今後の対応につき具体的に提示されたい。	－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1030	1030101	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」（出入国管理及び難民認定法第7条）として、 「三　申請人が保健師、助産師、看護師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第1条第1項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後4年以内の期間中に研修として業務を行うこと」（同法省令）とあり、外国人が日本の看護師資格を取得した場合、4年間のみの研修としての業務以外は認められていないが、特区においては、この期間を撤廃し、海外における看護師資格の取得者については、就労ビザ（医療）を発給し、更新可能な１年又は３年の就労資格を与えるものとする。
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	今回、前向きな検討を頂き高く評価させていただきますが、引き続き前向きに検討頂きたいと思います。また、以下の質問について回答をお願いします。 ①「規制改革・民間開放推進３ヵ年計画」で就労条件の緩和を図るとしておりますが、４年の就労制限の撤廃は行うのでしょうか。　②４年の就労制限の緩和、撤廃以外に、就労条件の緩和方法はあるのでしょうか。　③「FTA」が合意した国から受け入れを検討するとしておりますが、就労制限の緩和は図るのでしょうか。　また、他の条件（看護師国家試験受験資格の緩和、看護師の相互認証、一般通過の容認）も含め緩和された場合には、弊社は前向きな検討をしたく宜しくお願いします。	－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。	今回の再検討要請に対する回答について，以下について再度回答をお願いします。①現状の看護師の需給バランスについて関係省庁と協議した上で，その在留年数を設定しているとのことですが，病院等の現場では実際，看護師が不足しているところが多数あり，現場とのギャップがかなりあるのではないかと思います。需給バランスについてどのような観点から判断されているのでしょうか，その点についての見解をお願いします。	右の提案主体の意見について回答されたい。		－	－	看護師の需給バランスについては，厚生労働省と協議した上で判断を行っている。	1038	10381021	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	・外国（日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認めた国のみ）で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和（在留期間を更新が不可能な４年間から更新可能な１年又は３年に変更）
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」に、FTAで合意した国から具体的な検討に入ると記載しており、前向きな検討をお願いしたい。	－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1043	10431011	株式会社徳生 飯塚病院	地方での外国人看護師の就業プロジェクト	現在、外国人が日本で看護師として就労するためには、厚生労働大臣等の指定する看護学校で入学・卒業し、国家試験に合格しなければならない。また、合格後に日本の医療機関で就労する場合も研修目的で４年間限りの在留期間しか認められていない。 特例措置によって、自国の看護師資格を有し、一定の実務経験と日本語能力があると認められた者については、日本の看護専門学校の最終学年（３年次）を終了すれば看護師国家試験の受験資格を与えることとし、当該資格取得後に更新可能な在留資格（「医療」）を付与するものとする。
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。		－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1045	10451011	特定医療法人社団仙静会	医療へのフィリピン人看護師の受け入れ促進	フィリピン人看護師資格者については、看護師国家試験を合格した等との条件によって、日本の看護師資格を付与する。 もって現行の研修目的の４年間の条件は撤廃する。 また、看護師国家試験の受験要件については、日本と相当と認められるフィリピンの看護学部（大学相当）を卒業したもの、フィリピンの看護師資格を有することを必要十分な条件として日本の看護師国家資格の受験資格を付与する。もって現行の日本の看護師養成学校等を卒業する要件は撤廃する。
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	「規制改革民間推進3ヵ年計画」には、FTA交渉の合意の成否と係わらず、平成16年度中に措置をすると閣議決定が行われている。平成16年度中と あと半年程度しかなく、現在どういうスキームで利害関係者の調整を図っており 審議会などのスキームか、何時どのような形態（法令や通達）で全国区で対応する予定なのか、その際の条件や要件について、こちらも受け入れの準備をするにあたって院内の整備を行っていきたいと考えているので、ご教示願いたい。	－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1062	10621011	医療法人弘仁会 板倉病院	船橋市における医療の国際化に向けた外国人看護師活用構想	日本人看護師の就労環境の確保、コミュニュケーションミスによるとアリハットの防止といった観点から現在外国人が看護師になることに不必要に高いハードルを設けている。しかしながら、今後の少子高齢化及び国際化の流れの中、外国人も高い専門性と技能を有するとみなされる者に限り、日本の看護師国家資格の取得を条件に日本での就労が可能となる特例措置を講ずるべき。具体的には、 ①現在、外国人看護師は、日本の看護師国家資格を取得しても研修目的として４年のみの就労に限られているが、この期間制限を撤廃し、在留資格の更新が可能となるようにする。 ②現行制度では、日本の看護師国家資格の取得には、日本の看護師養成校を卒業する必要があるが、フィリピンの看護師資格保有者に限り、日本の看護師国家試験の受験資格を与える。
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1100	11001011	医療法人あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と相手国の看護師資格を基にビザ（医療）の発給を可能にする構想	外国人看護師に対しては現在研修目的の４年間限りの就労が認められているが、更新可能なビザに改める。 またフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を経たものに対して、ビザ（医療）を発給し、看護師として就労を許可する。
法務省	0510010	外国人看護師の就労制限の撤廃	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状できない理由を明らかにした上で提案者の要望を実現することはできないのか再度検討し回答されたい。 また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	現行制度においては，関係省庁と協議し看護師に係る需給バランス等を考慮した上で在留年数の制限を設けている。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，在留年数制限の緩和については，「規制改革・民間開放推進3か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国に対し就労制限の撤廃を行うことを考えている。									1307	13071011	株式会社日立製作日立総合病院	フィリピン国看護学部卒看護師雇用プロジェクト	フィリピンにおいて看護師の資格を取得した者については日本の看護師国家試験を受験できるものとし国家試験合格者は４年を超えて看護業務に従事できるものとする。
法務省	0510020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。看護師は業務独占資格であり，厚生労働省において資格の相互認証が認められるのであれば，それを踏まえ，当該相互認証が認められた外国人看護師について在留資格「医療」を与えるか否かの検討を行う。 なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題である。	貴省が行う検討の具体的内容について回答されたい。また、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。	－	－	看護師資格の相互認証が厚生労働省において行われるか否かによるものであり法務省においてスケジュールを明確にすることは困難である。 検討の具体的内容は、IT技術者に係る相互認証と同様、厚生労働省によって相互認証された資格等が我が国の資格と同等なものであるか否か等を検討し、入国を認めることが適当であると認められた資格等を有する外国人看護師について在留資格「医療」を付与するというものである。 相互認証をFTAにおいて行うか否かについては、看護師資格を所管していない当省において回答を行うことは困難である。									1030	10301020	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	現行法令上、「・・・看護師になろうとする者は・・看護師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」（保健師助産師看護師法第7条）「看護師でないものは、第5条に規定する業をしてはならない」（保健師助産師看護師法第31条）として、日本の看護師国家試験に合格した者でなければ、海外の看護師資格のみでは、在留資格・就労資格がないとしているが、特区においては、海外における看護師資格に相当する免許取得者について日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とする。
法務省	0510020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に，４年を限度として，研修として業務を行うことを認めている。	Ｄ－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。看護師は業務独占資格であり，厚生労働省において資格の相互認証が認められるのであれば，それを踏まえ，当該相互認証が認められた外国人看護師について在留資格「医療」を与えるか否かの検討を行う。	貴省が行う検討の具体的内容及びスケジュールについて回答されたい。また、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	今回の件について、以下の質問について回答をお願いします。 ①日本語によるコミュニケーション能力を確認するために、わが国の国家試験が不可欠との判断ですが、単記しかないマークシート方式による国家試験のみで果たしてコミュニケーション能力が確認できるか非常に疑問ですが、どのような見解をお持ちでしょうか。 ②コミュニケーション能力を確認するために、厚生労働省が補習コースやテストを策定すべきと考えておりますが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。 ③今回の提案は、将来的に海外からの看護師の直接的な受け入れ、受け入れの円滑化が必要になって くると観点から、相互認証が必須になると考えており、今後もぜひ前向きな検討をお願いします。	－	－	看護師資格の相互認証が厚生労働省において行われるか否かによるものであり法務省においてスケジュールを明確にすることは困難である。 検討の具体的内容は、IT技術者に係る相互認証と同様、厚生労働省によって相互認証された資格等が我が国の資格と同等なものであるか否か等を検討し、入国を認めることが適当であると認められた資格等を有する外国人看護師について在留資格「医療」を付与するというものである。 相互認証をFTAにおいて行うか否かについては、看護師資格を所管していない当省において回答を行うことは困難である。									1038	10381022	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	・外国（日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認めた国のみ）で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和（在留期間を更新が不可能な４年間から更新可能な１年又は３年に変更）

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に、４年を限度として、研修として業務を行うことを認めている。	C	－	看護師は業務独占資格であり，厚生労働省において資格の相互認証が認められるのであれば，それを踏まえ，当該相互認証が認められた外国人看護師について在留資格「医療」を与えるか否かの検討を行う。	貴省が行う検討の具体的内容及びスケジュールについて回答されたい。また、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	フィリピンとのFTA交渉において我が国の看護師国家資格の取得を最低限の条件とした交渉を行っているから、個別に一部の地域のみに特例的な取り扱いを認めることは困難」との回答であるが、我が国の看護師国家資格を取得すれば医療通訳兼看護師としての勤務が認められるのかお伺いしたい。 その際に、既に総合規制改革会議にて本年３月に閣議決定された「医師・看護師の国家資格取得要件の緩和、明確化（平成１６年度中に措置）」によって、来年４月から、フィリピン人看護師免許を有する者は日本の養成学校を経ることなく直接に看護師試験を受験することが可能となるのか、見通しをお伺いしたい。 この場合は、FTAがなくても、米、英の看護師でも同様に受験可能となるのかもあわせてお伺いしたい。 この提案の趣旨は、日本人患者を看護するのではなく、会津地方に居住する外国人患者を看護することを目的としており、外国人患者看護を目的とした就労であれば可能とならないかお伺いしたい。 外国人患者の立場からすれば、コミュニケーションが良好であり、且つ、文化・習慣等が理解できるフィリピン人看護師が実際の看護を担当することは大きな手助けと安心につながると考える。	－	－	看護師資格の相互認証が厚生労働省において行われるか否かによるものであり法務省においてスケジュールを明確にすることは困難である。 検討の具体的内容は，IT技術者に係る相互認証と同様，厚生労働省によって相互認証された資格等が我が国の資格と同等なものであるか否か等を検討し，入国を認めることが適当であると認められた資格等を有する外国人看護師について在留資格「医療」を付与するというものである。 相互認証をFTAにおいて行うか否かについては，看護師資格を所管していない当省において回答を行うことは困難である。	右の提案主体の意見のうち下記の項について回答されたい。 ○　看護業務がなく、医療通訳をテラソーシャルワーカーとして入国できるのかお伺いしたい。また看護助手兼ソーシャルワーカーの場合は入国できるのかお伺いしたい。 ○　通訳として入国し、医療通訳兼看護助手として当院で雇用した場合は、違法行為になるのかお伺いしたい。	「国家試験を通った者が医療通訳」 ○　フィリピン人看護師が日本の国家試験を通った場合はフィリピン人患者向けの医療通訳兼看護師」として就労が可能と前向きな発言感謝。 「受験資格の緩和」 ○　「FTA相手国でない米、英の看護師免許を有している者等も同様の取り扱いとする」とのことで引き続き是非前向きな検討をお願いしたい。 「外国での看護免許を有する者が外国人患者向けの看護業務の許可」 ○　当方の提案であった外国で免許を有する者が、国家試験を受けなくとも看護業務を行うことが何故できないのか、厚生労働省から回答がなく、回答願いたい。 ○　看護業務がなく、医療通訳を行うソーシャルワーカーとして入国できるのかお伺いしたい。また看護助手兼ソーシャルワーカーの場合は入国できるのかお伺いしたい。 ○　通訳として入国し、医療通訳兼看護助手として当院で雇用した場合は、違法行為になるのかお伺いしたい。 ○　一般的な看護行為のうちどこまでは看護師免許がなくとも可能なのかご教授願いたい。	－	－	通訳業務に従事する場合には、上陸許可基準に合致する外国人であれば「人文知識・国際業務」の在留資格が付与される場合があり得る。 ただし、通訳業務を行う外国人が看護助手としての業務を行う場合には、資格外活動許可が必要となる。	1095	10951010	財団法人竹田綜合病院	外国人患者の多い病院における外国人看護師の受け入れ	本提案においては、フィリピンとのＦＴＡ締結後、フィリピンの看護師資格取得者に就労可能な「医療」の在留資格を与えることもに、日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とさせる。
法務省	0510020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の看護師等の資格を有していることを条件に、４年を限度として、研修として業務を行うことを認めている。	C	－	看護師は業務独占資格であり，厚生労働省において資格の相互認証が認められるのであれば，それを踏まえ，当該相互認証が認められた外国人看護師について在留資格「医療」を与えるか否かの検討を行う。	貴省が行う検討の具体的内容及びスケジュールについて回答されたい。また、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。	－	－	看護師資格の相互認証が厚生労働省において行われるか否かによるものであり法務省においてスケジュールを明確にすることは困難である。 検討の具体的内容は，IT技術者に係る相互認証と同様，厚生労働省によって相互認証された資格等が我が国の資格と同等なものであるか否か等を検討し，入国を認めることが適当であると認められた資格等を有する外国人看護師について在留資格「医療」を付与するというものである。 相互認証をFTAにおいて行うか否かについては，看護師資格を所管していない当省において回答を行うことは困難である。								1100	11001012	医療法人あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と、相手国の看護師資格を基にビザ（医療）の発給を可能にする構想	外国人看護師に対しては現在研修目的の４年間限りの就労が認められているが、更新可能などザに改める。 まもフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を終えたのに対して、ビザ（医療）を発給し、看護師として就労を許可する。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	貴省は「介護労働者の受入れについては、現在進められているFTA交渉の場において、タイやフィリピンから要望されているところであり、現在、規制改革・民間開放推進３ヶ年計画に基づき、受入れを検討しているところである。具体的な受入れの条件については、今後の交渉の状況を踏まえ、検討していきたいと考えている。」という回答をしているが、受入れについての具体的な方針と制度の整備が現段階では不明確であり、その点について詳細に説明されたい。 受入れに際して、日本語によるコミュニケーション能力の習得と、介護に関する十分な知識・技術の習得のための訪問介護員養成研修を受けることが、必要条件となると考える。 上記のような点について再検討され、その見解と今後の対応につき具体的に提示されたい。	－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。								1030	10301030	ヒューマンテールデーング株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」として、「申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動…又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位…を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。」（出入国管理及び難民認定法第7条）となっており、外国人が［介護］の業務に携わって在留・就労することができないが、特区においては、別表第一の二の表に［介護］の欄を加え、就労を可能にする。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。								1044	10441010	社会福祉法人 太子福祉会	介護へのフィリピン人介護人材の受け入れ促進	現在、介護人材向けの就労可能な在留資格は無い。 そこで、当該在留資格を新設する。 就労ビザを取得する要件は、フィリピンで介護資格を有し介護施設において３年間の就労経験を持っていることを条件とする。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。								1046	10461010	三洋エメリス株式会社	フィリピン人介護人材活用構想	介護人材向けの就労ビザは現在無く、当該就労ビザを新設する。就労ビザを取得する要件は、フィリピンの介護資格（ケアギバー）を有していることとする。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。	介護施設の利用者たちがお互様を飾りながら、ベトナムの看護師たちに讃辞の由来やら思い出話を語っている姿は生き生きとし、我れ先に教えてあげたいとにぎやかな雰囲気であったのを思い出ます。よく「日本文化を知らない外国人が高齢者の現場で働けるのだろう、高齢者は外国人を避けたがっているのではないか。」と心配する声がある。介護施設のお年寄りたちは近い人に教えてあげたい事がいっぱいあるのであり、讃辞のことなど日本人なら知っている事なので、聞くほうも討合い程度に流してしまい、同時に話したい方にもが入らなくなってしまう。しかし外国人にとってはまったく知らない日本の風習なので興味があり、お年よりたちの話をしっかり聞こうという姿勢がでて来る。するとそれは話し手にも伝わり、話す方にもうがみなさって、面白いコミュニケーションが交わされるのである。高齢者は介護してもらうだけでなく人生の経験を語りたがっている。いい聞き手を探している。そのようなさ、外国人は日本理解が未熟であるが故による聞き手になれるのである。利用者にとっては自らを語る自己表現の場が創出され、外国人ヘルパーたちにとっては日本理解の素晴らしい教室となる。労働力を海外から受け入れる事、それは単なるワーキングパワーの利用ではない、一つの時代を、共に働き、共に生活し、共に暮らし共生」経験の共有なのである。外国人労働者受け入れの理念はここにあると思う。外国人労働者受入れが避けられない今後の日本にとって、まさに我々の提案する特区がそのひとつのモデルとなることを期待している。	－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。	右の提案主体の意見を踏まえホームヘルパー1級、2級資格者についても介護福祉士と同様に受入れの対象とならないか検討し回答されたい。また、「規制改革・民間開放推進３か年計画」において介護福祉士に限り検討することとしている理由について回答されたい。	介護福祉士は国家資格でありホームヘルパー1級、2級は認定資格である。資格の違いは明確にあるものの介護の現場における仕事内容はほぼ同じである。これらのことは単純労働と技術労働とを区別する理由になり得る要素であることに違和感を覚える。なぜなら労働の違いは守備範囲や技術の違いによってこそ区別されるものと考えるからである。そもそも人を介護すると言う仕事が単純な仕事であるとは思えない。例えば、日本看護協会等の専門家集団が看護職と介護職との境界線を明確に引けない事情があるのはそのことを物語っている。		－	－	介護労働分野の外国人の受入れについては，FTA交渉の場で検討している事項であり，介護福祉士のみを受け入れるという結論が現段階である訳ではないが，専門性・技術性を担保する手段として国家資格を要件とすることは考えられる。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」の内容については，総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第３次答申」においてほぼ同内容の答申がなされたことを踏まえたものである。	1069	10691010	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト ◆フィリピン人介護ヘルパー受入れ支援事業◆	外国人介護ヘルパーを日本に受け入れるための在留資格が現在ないので、下記について介護の在留資格を新設、整備する。 １．平成２年５月２４日法務省告示第１３１号「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件」に（介護）を入れる。 ２．平成２年５月２４日法務省令第１６号「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令」「別表第１の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動」に（介護）を追加する。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。	FTA交渉という政府レベルの討議が優先されることは理解しているが、それで一括されるのではなく、個別の提案内容に対しての意見、指摘等を聞きたいと思います。 そして、今後のFTA交渉の推移の中で、当法人が提示した要件がどういう解釈をされるのか、提示要件が反映されるのかされないのか、あらいは、どの様な対案で外国人人材の受入れが開始されていくのかを注視していきたいと考えています。 尚、特区としての実現がならずとも、今後、FTA交渉レベルで受入れが具体化していく際においては、当法人としては母体医療法人でベトナム人看護師受入れ事業に協力してきた経験を活かし、受入れに賛同し、協力していきたい所存です。	－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。	右の提案主体の質問について回答されたい。	今後の検討内容及びスケジュールについては随時公表があると考えて良いのか伺いたい。		－	－	FTA交渉に係る事項であり，当省において明言はできない。	1217	12171010	社会福祉法人さつき会	「日比 医療・福祉人材連流プロジェクト」	フィリピン人看護師に対して「介護」の業務に携わる者として就労ビザを発給し、介護職として就労が出来る様にするため、就労が可能な在留許可として在留資格の特定活動（以下に掲げる要件を満たし、日本の介護施設で就労する。在留期間３年）を新設する ①派遣・受入機関の受け入れ体制が整備されていること ②看護技能の担保を図るため、比国において看護師の資格を有すること。 ③日本語によるコミュニケーションの担保を図るため、日本の就労に適する高度な日本語教育を受け、業務に支障のない程度の語学力の取得を義務付けさせること。 ④外国人看護師の介護技能の担保を図るため、来日後、訪問看護員２級資格を取得させること。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。								1591	15911010	株式会社東京リーガルマインド	外国人訪問介護員養成・受入れ特区	入国管理法別表第１の２の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の特例措置を認めること。
法務省	0510030	外国人介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－４	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していく。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	現状で外国人介護労働者を受け入れることができない理由を明らかにした上で提案者の趣旨を踏まえ受入れを実現することができないか再度検討し回答されたい。また、貴省において行うこととしている対応の具体的内容についても併せて回答されたい。尚、FTA交渉対象国以外からの受け入れについても同様の措置を講じるものと解してよいか併せて回答されたい。		－	－	政府として，530万人雇用計画を掲げ，介護分野における雇用創出を目指しており，このような現状において，当該分野に係る外国人労働者の受入れは行っていない。 対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難である。 なお，「規制改革・民間開放推進３か年計画」にあるとおり，FTA交渉において合意した場合に，当該FTA締約国について介護労働分野における外国人労働者の受入れを行うことを考えている。								5064	50640020	株式会社東京リーガルマインド		入国管理法別表第１の２の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510040	外国人介護労働者受入れの在留資格新設に際する日本語能力測定基準の策定	出入国管理及び難民認定法別表第１	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に基づき，適切に対応していくこととしており，受入れ条件等についてもＦＴＡ交渉の場で検討していくこととなる。なお，実施時期についてはＦＴＡ交渉に係る問題であり，明記することは困難である。	受入れ条件等について貴省にて予定している今後の検討の具体的な内容について回答されたい。また，右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。	たとえば日本看護協会が出した三つの受入れ条件のうち二つ，つまり安全に看護できる日本語能力の習得と国家資格取得は，ともに日本語教育のあり方を問うているわけであるが，これに応えられる日本語教育は今までなされたことがない。もちろん教材も開発されていない。そのような現状で，年度内に結論を見るスケジュールで進められているFTAについても日本語教育システムづくりを早急に立ち上げなければ人材の入国は遅れるばかりである，とは言えず，既成の日本語教育プログラムで対応できるものでないことは我々の先の提案理由に述べたところである。そこで我々は元横浜国大教授の日本語教育研究者を中心に研究会を発足させている。これは当方のベトナムでの看護師養成日本語教育の経験と研究者としての専門性を活かした医療・福祉に特化した新たな日本語教育プログラム立案を目的としている。外国人にとって病者や高齢者のことばを聞き取るのは相当に高度な日本語力を必要とする。しかしそれを聞き，コミュニケートできる日本語力が求められるのがこの職種である。更に介護日誌を記録するための書（能力や的確に情報を伝える要約能力など，フィリピン国内の渡航前教育である程度仕上げなければならないリキュラムは多い。またホームヘルパー２級講座の一部受講も含めて，渡航前教育はせいぜい１年間で終わらなければ，来日希望する者たちは痺れを切らしてしまうだろう。外地で，非漢字圏の学習者に１年間で高レベルの日本語教育を仕上げようというのは，日本語教育界からすれば非常識な計画であるがそれを実行していくのが特区やFTAの現地事前教育である。「安全に看護できる日本語能力の習得」というのは常識的であり，それ故に容易な要求である。それが何をどこまで学習すればそれが満たされるのか，その到達度を測る物差しはどれか，といえばまだ見えてないのが現状，それを我々は「ジャパニーズ能力検定」として提案しているわけである。
具体的には，①日本語学習は1週34時間，③メインテキストは7ヶ月で修了（能力試験3級レベル），③聞き取る能力と会話力の養成に重点を置く，④専門語彙力養成，⑤ホームヘルパー２級の一部受講（能力試験2級レベル），⑥会話コミュニケーションを取り入れたジャパニーズ能力検定で到達度を見極める。これを１年間で仕上げる日本語プログラムである。医療・福祉人材の来日就労には日本語能力が条件の一つになると思われるが，これについては来日目的に合致した教育システム と能力評価についての充分な配慮が不可欠と考える。FTAについても決断時期が迫っているなか，「日本語能力」という条件だけが一人歩きしているのではないだろうか。「安全に看護できる日本語能力の習得」は，こちらが要求するとおりの能力が身につく日本語教育をする。われわれ日本側が担うものである。その責を果たすために現在どのような教育ビジョンを持ち，日本語教育を立ち上げようとお考えなのか，ぜひお伺いしたい。	－	－	対応の具体的内容については，FTA交渉に係る事項であり明確にすることが困難であるが，提案主体からの意見も踏まえつつ対応していくこととしたい。											
法務省	0510050	外国人研究者・情報処理技術者受入れ促進事業の適用対象の拡大	構造改革特別区域法第２５条及び第２６条	外国人研究者受入れ促進事業においては，在留資格「教授」又は「研究」から特定活動（特定研究等活動）への在留資格変更を認めており，外国人情報処理技術者受入れ促進事業については在留活動に情報処理に係る業務に従事する活動が含まれている。いては，在留資格「教授」，「研究」，「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」から特定活動（特定情報処理活動）への在留資格変更を認めている。	C	－	外国人研究者受入れ促進事業については在留活動に研究活動が含まれている在留資格を，外国人情報処理技術者受入れ促進事業については在留活動に情報処理に係る業務に従事する活動が含まれている在留資格を在留資格変更の対象としており，このような在留活動の関連性が認められない外国人大学院留学生については在留資格変更の対象とすることは困難である。	当該規制の特例措置は外国人研究者並びに外国人情報処理技術者の受入れの促進を通じて地域の活性化等に資することを目的としている。本邦の大学の大学院に留学し卒業したものの中には当該特例に資格変更することにより特例の目的に資するものもいると考えられないか。当該特例の趣旨に鑑み，明らかの条件を付すことを等により「研究」「技術」等の在留資格を経由しなくも直接在留資格変更の対象とすることができないか，検討し回答されたい。
また，右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。	大学院留学生は，学位論文作成の過程で，すでに専門的な研究活動あるいはプログラム等の開発活動を行っており，外形的な在留資格の関連性がないことをもって認めないとするのは妥当ではない。学位取得者は大学教員の採用資格を有しており，高度・専門的な知識技能を備えた優秀な人材である。過去に年間の当該特定事業の実績は約数調査の結果にまたなければならないが，外国人研究者のインセンティブを通じて，国外のみならず，国内で活動する若い優秀な外国人留学生を活用することは，特区における研究開発や起業の活発化，産業の活性化に資するものと考える。	－	－	当該特例措置は，優秀な外国人の海外からの新たな受入れを促進し地域の活性化等を目指すものであることから，既に我が国に在留している外国人であって本特例措置の対象とする外国人を制限しているところである。
したがって，上記のような本特例措置の趣旨からして，在留活動に関連性が認められない本邦の大学院を卒業した外国人について在留資格変更の対象とすることは困難である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	地域における研究開発や起業の促進，経済の活性化を図るため，高度な能力や専門知識・技能を有する外国人の人材を確保するにあたって，特に国内在留者を制限する合理的な理由があるとは考えられない。むしろ日本語能力やビジネス慣習への習熟度の点で，国内大学院卒業生は海外からの新規受け入れ者よりも早期にその能力を発揮できるのではないか。	－	－	当該特例措置は，優秀な外国人の海外からの新たな受入れを促進し地域の活性化等を目指すものであることから，既に我が国に在留している外国人であって本特例措置の対象とする外国人を制限しているところであり，優秀な在留外国人であれば本特例措置の対象とするべきという意見は，上記の本特例措置の新たな優秀な外国人の受入れを促進するという趣旨に合致しないものとなることから，実施は困難である。	1074	10741010	神戸国際行政書士事務所	有能な外国人留学生の確保・活用	博士、修士の学位を得て国内の大学院を修了した外国人留学生が特区内の該当機関に研究者、情報処理技術者として就職する場合、左記特定事業の適用を認める
法務省	0510060	外国人研究者受入促進事業の拡充（教授としての活動の容認）	構造改革特別区域法第２５条	外国人研究者受入れ促進事業の特定研究等活動においては，在留資格「教授」に係る活動のうち，「教育をする活動」は含まれておらず，当該特定研究等活動を付与された外国人が「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得ることが必要である。	C	－	外国人研究者受入れ促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであり，事業の創出と関連性の薄い「教育をする活動」を当該外国人研究者の活動に加えることは困難である。
また，外国人研究者が大学等において「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得る必要があるが，これは「教育をする活動」が研究活動等を阻害しない範囲内で行われているかをチェックしているものである。なお，当該資格外活動許可に係る手続については必ずしも本人が出頭する必要がなく，さらに，当該許可の期間についても最長５年を与えることを可能とする措置を講ずることとしている。 | 当該特例の研究施設は大学等の施設を含むものであるから研究者が特定分野に関連する教育をする活動を大学等で併せて行うことも産学連携の強化に資するものであり，これによって地域における研究の効率的推進，産業の発展が見込まれ新規事業の創出等を促すと考えられないか。資格外活動許可を要することなく研究活動を阻害しない範囲で「教育をする」活動を当該特例で認める活動とできないか検討し回答されたい。
また，右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。 | 現在，全国的に産学官連携による研究開発の促進，地域経済の活性化が活発に行われており，本県においても，福島県知的クラスター形成事業を推進し，産学官の連携による医療福祉産業分野における新産業の創出，当該産業の集積に取組んでいる。その中心的な研究の一つを外国人教授が担っており，その研究成果を生かした経営活動が当該特例措置を利用して行われようとしている現状である。現行の教授の資格で認められる活動は，研究，研究指導及び教育であるが，その研究の成果が新事業の創出につながる可能性は極めて高く，本特区では，このような大学教授による研究，事業活動をも認定しているものである。今回の提案は，教授が特定活動に資格を変更し，経営活動をすることにより，教授の活動に含まれていた教育活動が資格外となるために提案しているものである。「教育をする活動」が新事業の創出と関連性が薄いために加えてほしいということではなく，教授資格に含まれる研究，指導，教育を認めたまま経営活動ができると思(望)んでいるものである。また，教授資格では，研究，指導，教育が含まれるにもかかわらず，資格外活動の許可を得て教育をする場合は，研究活動等を阻害しない範囲内で行われているかチェックされることは，大学教授としての活動にかえって不安定要因を与えることとなる。手続きに本人が出頭する必要の有無ではない。今後も本特内での教授による研究成果の事業化が続々と進む可能性があるため，今回提案について，前向きに御検討いただきたい。 | － | － | 外国人研究者受入れ促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて新規事業の創出等を促すものであり，教育をする活動により産学連携や新規事業の創出に資するものとしてもそも特例措置を認めた趣旨に合致しないとする貴省回答の理由について明らかにされたい。要望が実現しないとしても，外国人研究者が大学等において研究活動等を阻害しない範囲内で行う「教育をする活動」を行う場合，資格外活動許可を得ることによって当該特例の対象となり，当該許可の期間についても最長５年を与えることについて，請じ４措置の実施スケジュールを明らかにされたい。 | 提案の趣旨を踏まえ，要望を実現できないか再度検討し回答されたい。また，教育をする活動が産学連携や新規事業の創出に資するものとしてもそも特例措置を認めた趣旨に合致しないとする貴省回答の理由について明らかにされたい。要望が実現しないとしても，外国人研究者が大学等において研究活動等を阻害しない範囲内で行う「教育をする活動」を行う場合，資格外活動許可を得ることによって当該特例の対象となり，当該許可の期間についても最長５年を与えることについて，請じ４措置の実施スケジュールを明らかにされたい。 | － | － | 「外国人研究者受入れ促進事業」は，外国人研究者の研究活動が開始されてから事業活動が開始されるまでの期間を１回に付与される在留期間の中で確保するため，在留期間の上限を３年から５年に伸長するというものである。したがって，本特例措置は，外国人研究者の研究活動がその成果を活用した事業活動引いては地域における新規事業の創出を促進するという直接的効果を期待して設けられたものである。
一方，在留資格の区分ではない，肩書きとしての外国人教授の行う「教育をする活動」については，その活動を通じて学生等の人材育成を図り，地域全体の研究レベルを向上し，その結果として の新規事業の創出という経済効果は否定できないものの，当該活動は，あくまで学生等を通じた学術研究の向上発進による間接的効果を生み出すものであり，外国人研究者の事業活動又は地域における新規事業の創出という直接的効果を生み出すのとまでは言えないため，外国人研究者受入れ促進事業に「教育をする活動」を含めることは困難である。
また，在留資格「教授」に係る在留期間の上限の特例措置を設けることについては，「教授」の活動である「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動」に係る在留期間の上限に係る特例措置を設けることにより，在留期間が伸長された当該外国人の活動が新規事業の創出等に直接的効果を及ぼすという必要性が認められない限り，実施することは困難である。また，身分としての外国人教授が「特定研究活動」又は「特定研究事業活動」に係る在留資格を付与されることは可能であり，また，資格外活動許可を得ることにより当該外国人教授が大学等において「教育をする活動」に従事することも可能である。なお，当該資格外活動許可に係る期間については，従来は「３年を超えない範囲内」で許可することとしていたが，本年７月１１日に通達を発出し，「外国人研究者受入れ促進事業に係る外国人について，在留期間の上限と同様，５年を超えない範囲内で資格外活動を許可することができる」ことともしたところである。

さらに，規制改革・民間開放推進３か年計画においては，国際的な高度人材の受入促進策として，平成１９年度中に「在留資格取消し制度の創設，その施行状況及び実態調査体制の整備状況等を踏まえつつ，高度な人材については，外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で，在留期間の上限を５年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し，結論を得る」こととされており，法務省としてもかかる観点から在留資格「教授」を含めた高度人材に係る在留期間の上限の伸長等について前向きに検討していくところである。 | 1114 | 11141010 | 福島県 | 知的・創造開発特区 | 特区内に認定を受けた特定活動資格で行うことができる活動に、「教授」としての活動を加える。 |
| 法務省 | 0510070 | 外国人研究者受入促進事業の拡充（研究の指導の容認） | 出入国管理及び難民認定法第１９条第１項及び第２項，別表第１ | 外国人研究者受入れ促進事業の特定研究活動に係る活動は，「特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動」と規定されている。 | D－2 | － | 外国人研究者受入れ促進事業の特定研究活動に係る活動である「特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動」には「研究の指導をする活動」が含まれており，特区計画において特定された研究機関において当該活動に従事する限り，資格外活動許可を得る必要はない。 | 右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。 | 「特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動」に「研究の指導をする活動」が含まれるとのことであるが，平成15年2月17日付け法令解釈事前調認制度回答書（平成15年2月6日神戸市照会）において，「研究の指導」は特区法の「研究を行う業務に従事する活動」に該当しないとされている。その解釈の変更について，根拠となる文書等をご教授いただきたい。 | － | － | 解釈を変更した文書等はないものの，再度特区法及び入管法の検証を行ったところ，当該研究者が行う研究と関連する「研究の指導」については，外国人研究者受入れ促進事業の特定研究活動に係る活動である「特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動」に該当しないとされたものである。
本解釈については，地方入国管理局に対し周知を行うこととしたい。 | 解釈の周知についてスケジュールを明らかにされたい。 | | | | | | 9月中に地方入国管理局に対し周知・徹底を行う。 | 1325 | 13251030 | 愛知県 | あいち・なごやモノづくり研究開発特区構想 | 特区内に所在する大学等において研究活動を行う外国人研究者が、報酬を受けて研究生に対し研究の指導を行うことを容認する。 |
| 法務省 | 0510080 | 外国人研究者受入促進事業の適用対象の拡大 | 構造改革特別区域法第２５条 | 外国人研究者受入れ促進事業においては，「本邦の公私の機関との契約に基づ」くことを要件としており，その立証資料の一部として報酬の支払いに係る資料を求めている。 | E | － | 在留資格「研究」等の上陸許可基準に規定している報酬要件を外国人研究者受入れ促進事業に係る外国人について適用しているという事実はなく，あくまで「本邦の公私の機関との契約」の確認のために報酬の支払いに係る資料の提出を求めている。
なお，海外の派遣元事業所から労働者を派遣する形態は認められていないものと認識している。 | 報酬の支払いに係る資料以外の方法で「本邦の公私の機関との契約」を確認できないか再検討し回答されたい。
また，右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。 | 報酬に関する資料において，支給しないと定めていたため，特定活動が認められなかったケースが実際にあったために提案したものである。その折には，「本邦の公私の機関との契約」に関する資料の提出をしたにもかかわらず，本邦の機関から報酬支払をしないと定めていたために認められなかった事実があり，特区の推進に支障をきたした事例があった。 | － | － | 雇用契約書等本邦の公私の機関との契約が明らかとなる資料の提出で足りる。
本趣旨については，再度地方入国管理局に対し周知することとしたい。 | | | | | | | | 1114 | 11141020 | 福島県 | 知的・創造開発特区 | 特定活動資格を申請する外国人研究者が給与等の報酬を全く得ない場合でも当該資格を与える。 |

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510090	「教授」在留資格の在留期間の上限の引き上げ	出入国管理及び難民認定法第２条の２，出入国管理及び難民認定法施行規則第３条，別表第２	外国人研究者受入促進事業の特定研究等活動においては、在留資格「教授」に係る活動のうち，「教育をする活動」は含まれておらず，当該特定研究等活動を付与された外国人が「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得ることが必要である。	C	－	外国人研究者受入促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであり，事業の創出と関連性の薄い「教育をする活動」を当該外国人研究者の活動に加えることは困難である。 また，外国人研究者が大学等において「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得る必要があるが，これは「教育をする活動」が研究活動等を阻害しない範囲内で行われているかをチェックしているものである。なお，当該資格外活動許可に係る手続については必ずしも本人が出頭する必要がなく，さらに，当該許可の期間についても最長５年を与えることを可能とする措置を講ずることとしている。	当該特例の研究施設は大学等の施設を含むものであるから研究者が特定分野に関連する教育をする活動を大学等で併せて行うことも産学連携の強化に資するものであり，これによって地域における研究の効率的推進，産業の発展が見込まれ新規事業の創出等を促すと考えられないか。資格外活動許可を要することなく研究活動を阻害しない範囲で「教育をする」活動を当該特例で認める活動とできないか検討し回答されたい。また，提案の趣旨に鑑み「教授」の在留資格の特例を設けることとより提案者の要望を実現できないか検討し回答されたい。 また、右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。	「教育をする活動」を行う外国人教授については，資格外活動許可を得ることにより在留期間の延長及び経営・投資活動が可能とのことであるが，大学等においては教授が教育活動を行うことが一般的であり，「教育をする活動」を行わない外国人教授に比べて必要となる手続きが増えることは不合理である。外国人受入促進事業は優秀な外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであるが，優秀な外国人教授を招きやすい環境を整えることにより，教授本人の研究活動及び起業による効果に加え，教授の持つ知識や技能が地域へ波及することにも，次世代を担う人材の育成につながり，学生等が将来的に起業する効果も期待されることから，「教授」在留資格の在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて，再度ご検討いただきたい。	－	－	外国人研究者受入促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであり，教育をする活動により産学連携や新規事業の創出に資すると説明は，そもそも本特例措置を認めた趣旨に合致するものではなく，さらに，在留活動の範囲をこのような理由で拡大することは出入国管理制度における在留資格制度の趣味につながることから，措置することは困難である。 なお，「教授」に係る特例措置を設けることについては，大学教授の研究活動を通じた事業活動による効果に加え，教授の持つ知識や技能が地域へ波及することにも，次世代を担う人材の育成につながり，学生等が将来的に起業する効果も期待されることから，「教授」在留資格の在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて，再度ご検討いただきたい。	資格外活動許可を要することなく研究活動を阻害しない範囲で「教育をする」活動を外国人研究者受入促進事業で認める活動とできないか、または，「教授」の在留資格の特例を設けることにより提案者の要望を実現できないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	近年、大学等の研究成果を活用したベンチャー企業の育成、特許の出願、企業との共同研究による新産業の創出などに各機関が取り組んでいるところであるが、その中心となっているのは、教授、助教授、講師といった研究活動とあわせて教育活動を行う者である。大学等においてこのような教授等による実践的・先進的な教育活動が行われることは、起業家の養成につながり、新規事業の創出に資するものである。また、大学発ベンチャーの増加は顕著であるが、成功事例はまだ少なく、人材確保がネックとなっているため、優秀な人材の育成が急務となっている。大学等においては外国人教授が教育活動を行うことは一般的であり、また、優秀な外国人教授を招きやすい環境を整えることにより、大学等の研究・教育機能のさらなる強化が期待されることから、外国人研究者受入に促進事業と同様、「教授」在留資格においても在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて、再度ご検討いただきたい。	－	－	「外国人研究者受入促進事業」は，外国人研究者の研究活動が開始されてから事業活動が開始されるまでの期間を１回に付与される在留期間の中で確保するため，在留期間の上限を３年から５年に伸長するというものである。したがって，本特例措置は，外国人研究者の研究活動がその成果を活用した事業活動引いては地域における新規事業の創出を促進するという直接的効果を期待して設けられたものである。 一方，在留資格の区分ではない，肩書きとしての外国人教授の行う「教育をする活動」については，その活動を通じて学生等の人材育成を図り，地域全体の研究レベルを向上し，その結果としての新規事業の創出という経済効果は否定できないものの，当該活動は，あくまで学生等を通じた学術研究の向上発達による間接的効果を生み出すものであり，外国人研究者の事業活動又は地域における新規事業の創出という直接的効果を生み出すものとまでは言えないため，「外国人研究者受入促進事業」に「教育をする活動」を含めることには困難である。 また，在留資格「教授」に係る在留期間の上限の特例措置を設けることについては，「教授」の活動である「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動」に係る在留期間の上限に係る特例措置を設けることにより，在留期間が伸長された該外国人の活動が新規事業の創出等に直接的効果を及ぼすという必要性が認められない限り，実施することは困難である。また，身分としての外国人教授が「特定研究活動」又は「特定研究事業活動」に係る在留資格を付与されることは可能であり，また，資格外活動許可を得ることにより当該外国人教授が大学等において「教育をする活動」に従事することも可能である。なお，当該資格外活動許可に係る期間については，従来は「３年を超えない範囲内」で許可することとしたが，本年７月２１日に通達を発出し，「外国人研究者受入促進事業に係る外国人について，在留期間の上限に同様，５年を超えない範囲内で資格外活動を許可することができる」ことしたところである。 さらに，規制改革・民間開放推進３か年計画においては，国際的な高度人材の移入促進策として，平成１８年度中に「在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を５年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る」こととされており，法務省としてもかかる観点から在留資格「教授」を含めた高度人材に係る在留期間の上限の伸長等について前向きに検討しているところである。	1325	13251010	愛知県	あいち・なごやモノづくり研究開発特区構想	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を３年から５年に延長する。
法務省	0510100	「教授」在留資格で可能な活動範囲の拡大	出入国管理及び難民認定法第２条の２，出入国管理及び難民認定法施行規則第３条，別表第２	外国人研究者受入促進事業の特定研究等活動においては、在留資格「教授」に係る活動のうち，「教育をする活動」は含まれておらず，当該特定研究等活動を付与された外国人が「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得ることが必要である。	C	－	外国人研究者受入促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであり，事業の創出と関連性の薄い「教育をする活動」を当該外国人研究者の活動に加えることは困難である。 また，外国人研究者が大学等において「教育をする活動」を行う場合には資格外活動許可を得る必要があるが，これは「教育をする活動」が研究活動等を阻害しない範囲内で行われているかをチェックしているものである。なお，当該資格外活動許可に係る手続については必ずしも本人が出頭する必要がなく，さらに，当該許可の期間についても最長５年を与えることを可能とする措置を講ずることとしている。	当該特例の研究施設は大学等の施設を含むものであるから研究者が特定分野に関連する教育をする活動を大学等で併せて行うことも産学連携の強化に資するものであり，これによって地域における研究の効率的推進，産業の発展が見込まれ新規事業の創出等を促すと考えられないか。資格外活動許可を要することなく研究活動を阻害しない範囲で「教育をする」活動を当該特例で認める活動とできないか検討し回答されたい。また，提案の趣旨に鑑み「教授」の在留資格の特例を設けることとより提案者の要望を実現できないか検討し回答されたい。 また、右の提案者の意見を踏まえ検討し回答されたい。	「教育をする活動」を行う外国人教授については，資格外活動許可を得ることにより在留期間の延長及び経営・投資活動が可能とのことであるが，大学等においては教授が教育活動を行うことが一般的であり，「教育をする活動」を行わない外国人教授に比べて必要となる手続きが増えることは不合理である。外国人受入促進事業は優秀な外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであるが，優秀な外国人教授を招きやすい環境を整えることにより，教授本人の研究活動及び起業による効果に加え，教授の持つ知識や技能が地域へ波及することにも，次世代を担う人材の育成につながり，学生等が将来的に起業する効果も期待されることから，「教授」在留資格の在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて，再度ご検討いただきたい。	－	－	外国人研究者受入促進事業は，外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を経営する活動を通じて，新規事業の創出等を促すものであり，教育をする活動により産学連携や新規事業の創出に資すると説明は，そもそも本特例措置を認めた趣旨に合致するものではなく，さらに，在留活動の範囲をこのような理由で拡大することは出入国管理制度における在留資格制度の趣味につながることから，措置することは困難である。 なお，「教授」に係る特例措置を設けることについては，大学教授の研究活動を通じた事業活動による効果に加え，教授の持つ知識や技能が地域へ波及することにも，次世代を担う人材の育成につながり，学生等が将来的に起業する効果も期待されることから，「教授」在留資格の在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて，再度ご検討いただきたい。	資格外活動許可を要することなく研究活動を阻害しない範囲で「教育をする」活動を外国人研究者受入促進事業で認める活動とできないか、または，「教授」の在留資格の特例を設けることにより提案者の要望を実現できないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	近年、大学等の研究成果を活用したベンチャー企業の育成、特許の出願、企業との共同研究による新産業の創出などに各機関が取り組んでいるところであるが、その中心となっているのは、教授、助教授、講師といった研究活動とあわせて教育活動を行う者である。大学等においてこのような教授等による実践的・先進的な教育活動が行われることは、起業家の養成につながり、新規事業の創出に資するものである。また、大学発ベンチャーの増加は顕著であるが、成功事例はまだ少なく、人材確保がネックとなっているため、優秀な人材の育成が急務となっている。大学等においては外国人教授が教育活動を行うことは一般的であり、また、優秀な外国人教授を招きやすい環境を整えることにより、大学等の研究・教育機能のさらなる強化が期待されることから、外国人研究者受入に促進事業と同様、「教授」在留資格においても在留期間延長及び経営・投資活動が可能となる特例措置を設けることについて、再度ご検討いただきたい。	－	－	「外国人研究者受入促進事業」は，外国人研究者の研究活動が開始されてから事業活動が開始されるまでの期間を１回に付与される在留期間の中で確保するため，在留期間の上限を３年から５年に伸長するというものである。したがって，本特例措置は，外国人研究者の研究活動がその成果を活用した事業活動引いては地域における新規事業の創出を促進するという直接的効果を期待して設けられたものである。 一方，在留資格の区分ではない，肩書きとしての外国人教授の行う「教育をする活動」については，その活動を通じて学生等の人材育成を図り，地域全体の研究レベルを向上し，その結果としての新規事業の創出という経済効果は否定できないものの，当該活動は，あくまで学生等を通じた学術研究の向上発達による間接的効果を生み出すものであり，外国人研究者の事業活動又は地域における新規事業の創出という直接的効果を生み出すものとまでは言えないため，「外国人研究者受入促進事業」に「教育をする活動」を含めることには困難である。 また，在留資格「教授」に係る在留期間の上限の特例措置を設けることについては，「教授」の活動である「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動」に係る在留期間の上限に係る特例措置を設けることにより，在留期間が伸長された該外国人の活動が新規事業の創出等に直接的効果を及ぼすという必要性が認められない限り，実施することは困難である。また，身分としての外国人教授が「特定研究活動」又は「特定研究事業活動」に係る在留資格を付与されることは可能であり，また，資格外活動許可を得ることにより当該外国人教授が大学等において「教育をする活動」に従事することも可能である。なお，当該資格外活動許可に係る期間については，従来は「３年を超えない範囲内」で許可することとしたが，本年７月２１日に通達を発出し，「外国人研究者受入促進事業に係る外国人について，在留期間の上限に同様，５年を超えない範囲内で資格外活動を許可することができる」ことしたところである。 さらに，規制改革・民間開放推進３か年計画においては，国際的な高度人材の移入促進策として，平成１８年度中に「在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を５年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る」こととされており，法務省としてもかかる観点から在留資格「教授」を含めた高度人材に係る在留期間の上限の伸長等について前向きに検討しているところである。	1325	13251020	愛知県	あいち・なごやモノづくり研究開発特区構想	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授が、その研究成果を利用して起業しようとする際に、在留資格を変更することなく資格・経営を行うことを容認する。
法務省	0510110	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「技術」の項	日本国内の専修学校の卒業者で専門士の資格を有するものについては，大卒以上の知識・技術水準を有するものとして，就労資格への在留資格変更を認めている。	C	－	外国の専修学校卒業者について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられておらず，このような措置を講ずることは困難である。 なお，外国人IT技術者については，大学を卒業しておらず，１０年以上の実務経験を有しない場合であっても，所定の試験に合格等している場合には，「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	○知識・技術水準を確認する制度が設けられていないために困難としているが、各国の教育制度により認識されている専修学校の卒業者を本邦における大卒相当以上の者と同等と認証したものとみなす制度を設けることを要望するものであり、その点についてご理解いただき再度、ご検討をお願いしたい。○所定の試験に合格すれば「技術」の資格で入国は可能であるとしていますが、試験の負担もかなりあります。実務経験についても、若い優秀な技術者を確保するため可能な限り緩和していただけるよう再度、検討をお願いしたい。○また、受け入れる研究機関等で必要な能力を検証できる仕組みを考えていただき、実務経験１０年を緩和するようご検討していただきたい。	－	－	外国の専修学校卒業者について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられておらず，このような措置を講ずることは困難である。 現在，外国人IT技術者については，大学を卒業しておらず，１０年以上の実務経験を有しない場合であっても，所定の試験に合格等している場合には，「技術」の在留資格で入国することを可能としているが，これに代わるような能力を検証するシステムがないため，更なる実務経験を緩和する措置を講ずることは困難である。							1557	15571070	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	①外国の専修学校の卒業者へ「技術」の在留資格を付与する。 ②「技術」の在留資格の基準にある実務経験10年を緩和する。 ③研究機関や技術機関等の推薦をもって「技術」の在留資格基準の実務経験10年を緩和する。
法務省	0510120	在留資格「技能」による林業技術技能者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第１「技能」の項，出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「技能」の項	在留資格「技能」は，外国に特有の技能等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行う場合に付与される。	C	－	林業については，外国に特有の技能等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務と認められないことから，在留資格「技能」に係る活動として位置付けることは困難である。	施業計画の策定ができることや長期的な実務経験等、一定の知見を持つ者について「技能」またはその他の在留資格で受け入れることができないか検討し回答されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	1　「林業については、外国特有の技能等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務と認められない」とありますが、外国特有の技能とは、どのような内容でしょうか。 　例えば中国の現代林業出は大半が人力となっていますが、日本の現状では機械による搬出を行うため、「人力による搬出」は行われていないのが実態です。中国では人力搬出のための道具があり、それを用いて4人程度の人員で丸太を搬出しています。これは日本では行われていない「外国特有の丸太搬出技能」とどうえることはできないでしょうか。 また、このような方法の実効性ですが、林道の道端に切り捨てにされている間伐材の搬出や促進するものであります。中国ではごく自然に行われており、日本では見向きもされない人力によるきめ細かな搬出方法により、現在捨てられている間伐材を、今以上に搬出して有効に活用することは確実に可能だと考えます。 しかし、視点はむしろ、このような「人力」にこじつけて固有な技能と言いうるも、次に述べる林業が熟練した技能を要する業務だということです。 2　認められる業務は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要するものとなっていますが、林業こそ産業上の特殊な分野に属し、伐木造材、搬出等、極めて熟練した技能を要する職種だと考えられるのですが、この点についてはいかがでしょうか。熟練した技能の程度等、内容があるのでしょうか。 　単純労働は認められないということですが、長野県においても県機関で伐木造材等の請負会を通じて、森林整備の担い手を確保しているところであり、伐木造材は、大変熟練した技能を必要とするものです。技能の訓練を受けずに作業ができるような内容ではありません。労働災害が高い職種であることも、高い技能が必要であることを裏付けています。 根羽村において必要としている人材は、根元直径が40cmを超える大径木の伐倒・造材・搬出のできる実務経験を充分に積んだ林業技能者です。これは、一般的には10年以上の実務経験を必要とします。さらに、村有林の林分密度管理など森林管理の専門的な知識を要した林業技能者を必要としています。このような仕事も単純労働とみなされるのでしょうか。 3　根羽村が願っていることは、例えば黒竜江省帯嶺林業実験局等の中国の林業関係機関と村による行政機関同士の契約による形態で、林業による就労ができないかどうか、ということです。 　法令的に特区提案ということになると、今回のような全国包括的な視点から「在留資格」という面からアプローチせざるを得ません。その結果、判断される法務省におかれましても、昨今の外国人労働者の不法滞在であるとか、中国人による犯罪の増加といった状況も多かれ少なかれ、配慮しなければならない状況にあるのではないかと察します。提案している私達も全国の林業労働力云々というよりか、まず自分達の村の林業振興を優先に考えておりますので、むしろ地域限定的な「特区」というような地域指定はできないか、と考えております。 4　現在の状況について 　3で述べさせていただいたように、中国との行政的な結びつきから林業技能者を根羽村に呼び、国内活動における責任を明確化し、恐ら(危惧されているであろう就労の担保・責任は行政が受け持つような仕組みをぜひ認めていただければと考えます。現在、黒竜江省帯嶺林業実験局と根羽村の間では、すでに何回か村長を始め双方の担当者が現地視察を繰り返しており、実質的には「在留資格」の面が解決できれば、両者の契約は可能な段階に至っております。 このような状況でございますので、再度ご判断いただければと思います。	－	－	提案主体からの意見にあるように林業において専門性を有する就業者がいることは理解しているが、林業が外国に特有の技能等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務と認められないとの理由で措置することが困難であるものであり、実務経験等の要件を課したとしても解決できる性質の問題ではない。							1015	10151010	長野県根羽村	「根羽村林業振興のための中国からの人的支援特区」	現行の「出入国管理及び難民認定法」の第19条在留における別表第1の2における「技能」の項目において、林業に係る技能について実務経験のあるものを対象とすること。具体的には、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の「法別表第1の2の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の「基準」欄に次の一文を追加する。 ＋　林業に係る技能について、その技能を有することを所属する国によって証明された者で、　当該技能を要する業務に従事するもの。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510130	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2，別表第1，出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「人文知識・国際業務」の項	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として，最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し，引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとなっている。	E C	－	外国人宿泊客実績の少ないビジネスホテルであっても，一定の外国人宿泊客が見込まれ，「人文知識・国際業務」に係る活動を行うことが証明されるのであれば，在留資格を決定することは可能である。 また，外国人研究者については，一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から，また，外国人IT技術者については情報処理産業を支える技術者の受入れ促進及び大学等との連携による IT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであり，要望にあるような単純な在留期間の特例を講じることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	調理師やアウトドアガイドの在留期間の延長については、その技術や知識等を日本人スタッフに指導等を行い、マスターさせるまでには、相当の期間が必要と考えることから、業務内容を斜的して弾力的な運用を行うべき	－	－	提案主体からの意見では、現行の特例措置を認めたような、在留期間の上限を伸長する特段の必要性は認められないことから、このような措置を講ずることは困難である。							1580	15801040	北海道	外国人観光客倍増プラン	・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、「接客に係る技能を有する業務」について在留資格に追加する。 ・外国人ホテルジェットやラフティングなどのアウトドアガイドを対象とし、「利環の調理やスポーツの指導に係る技能を有する業務」に従事する外国人労働者の在留期間を延長する（３年又は１年→５年又は３年）。
法務省	0510140	「短期滞在」の在留資格に対する再入国許可の発給	出入国管理及び難民認定法第２６条	在留資格「短期滞在」については，再入国許可の対象としていない。	C	－	数次査証において発給対象者を一定程度制限しているものと認識しており，「短期滞在」に係る再入国許可を認めることは当該取扱いを没却することとなるので，このような措置を講ずることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	再入国許可は，1回限り有効のビザで入国した者が，許可されている在留期間内に一時的な用務等により日本を出国した後に，再び日本で在留するために入国しようとする場合に許可されるものと理解している。そのため，一定の要件を満たすものに対して，1回限り有効の短期滞在ビザで入国し，一時的な用務等で日本を出国した後に再度入国する場合に再入国許可を与えることが，直ちに制度の趣旨を逸脱するものではないと考えられる。よって，数次査証において発給対象者を一定程度制限していることをもって，直ちに在留資格「短期滞在」について再入国許可の対象とならないとの説明では，理由が不十分であると思われる。 現状では，システム開発を受託した中国企業のIT技術者は，数次査証を取得する要件等が不明確なこともあり，1回限り有効の短期滞在ビザで入国している状況にある。受託契約に基づく（仕様書にかかる打合せやシステムの納品作業の中で，一時的な用務等で日本を出国した後に再度入国する場合，数週間の手続を経て査証を取り直すしかなく，受託業務の遂行に著しい障害となっている。また，このような査証の取り直しは，査証発給手続を輻輳させることにもつながるものと思われる。 ついては，システム開発を受託した中国企業のIT技術者で短期滞在の在留資格で在留している者に対しては，システム開発を受託している中国のIT企業を特区計画において特定した方，委託契約を確認するなどの代替措置により，その在留期間において必要がある場合，再入国許可を与えることができないか再度検討願いたい。	－	－	前回回答は再入国許可制度の趣旨を逸脱するとの趣旨ではなく，数次査証において発給対象者を一定程度制限している現状において「短期滞在」に係る再入国許可を認めることは数次査証の発給制限の抜け道となるとの回答であり，提案主体の意見にある場合で必要性の認められる場合には数次査証の発給がなされるものと認識しており，再入国許可制度において対応すべき事項ではないと考える。	数次査証の発給制限があるとしても，地域の活性化に資するものとして、在留資格の有効な期間中に出入国が必要なものに対し、地方公共団体が適切な関与をすることで等により対応することができないか検討し回答されたい。						数次査証において発給対象者を一定程度制限している現状において「短期滞在」に係る再入国許可を認めることは数次査証の発給制限の抜け道となることから，このような措置を講ずることは困難である。	1165	11651010	福岡県 福岡市	福岡アジアビジネス特区	「短期滞在」の在留資格に対しては、「入国・在留審査要領」で再入国許可の発給が認められていない。 福岡アジアビジネス特区内の日本企業と中国企業の間で国際間の業務委託が結ばれ、その関係で本邦に「短期滞在」の在留資格で滞在する中国人ビジネスマンに対して、再入国許可を発給できるようにする。
法務省	0510150	入国審査における産業観光の特例	出入国管理及び難民認定法別表第１「短期滞在」の項	在留資格「短期滞在」の在留活動には，「工場の視察，見学の目的での滞在」が含まれており，明確化のための措置を講ずる必要性はない。	E	－	在留資格「短期滞在」の在留活動には，「工場の視察，見学の目的での滞在」が含まれており，明確化のための措置を講ずる必要性はない。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	貴回答を日本政府の公式見解として，「工場、事業所見学等の産業観光は、短期滞在査証（観光ビザ）で入国可能である」と中国上海市旅游委員会及び現地エージェントに周知し、入国審査にかかる誤解を払拭して、積極的な誘客プロモーションを行うこととする。	－	－	提案主体において周知等の措置が執られることについては、誤解を生じさせる表現でないかぎり，何ら問題はない。							1578	15782050	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、富山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	新たな観光形態に対応するため、工場の視察見学等の産業観光が「短期滞在」の在留資格で認められている活動であることを明確にする。 ・具体的内容 正式な見解を表明するか、表第１の３ 「短期滞在」の項下段に「産業観光」の文言を追加する。
法務省	0510160	「国際請負業務」の在留資格の新設	出入国管理及び難民認定法別表第１	－	C	－	提案の内容は，再入国許可制度の対象とするために，在留資格「短期滞在」の活動に該当する活動について新たな在留活動の創設を求めるものであり，新たな在留資格を創設する必要性に乏しく，数次査証において発給対象者を一定程度制限している状況において，当該取扱いを逃れる手段として新たな在留資格の創設を提案するものであることから，このような措置を講ずることは困難である。													1165	11651020	福岡県 福岡市	福岡アジアビジネス特区	短期滞在査証に対応する在留資格としては現在、「短期滞在」のみとなっているが、新たに本邦の企業と外国の企業との委託契約又は請負契約に基づき、本邦に断続的に滞在して行う会合への参加、業務連絡、その他の当該契約に基づき実施される業務に従事するための活動を行う「国際請負業務」という在留資格を新設する。
法務省	0510170	外国人留学生の入学・在留申請の優先処理	出入国管理及び難民認定法第７条の２	－	D－2	－	「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」により対応可能である。 なお，一般的に国費留学生等であれば短期間における審査時間で対応しているものと認識している。	これにより提案者の要望はすべて満たされると解してよいか回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	貴省の回答において、「「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」により対応可能である。」とあるが、基本方針別表1の「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）」にあっては、対象を「業務に従事する外国人又は当該外国人の家族」となっている。当該提案における外国人留学生もこれに含まれるものと解釈することで、対応可能であると理解してよいか、回答願いたい。 また、「夜間大学院留学生受入れ事業（508）」による留学生も同様の判断により、対応可能であるか、ご教示願いたい。	－	－	提案主体からの意見の1点目については、特区基本方針別表第1の「本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているもの」に該当する場合については、提案者の意見にあるとおり解釈して差し支えなく、留学生の活動が「業務に従事する」に該当しないことの理由で対象外となることはない。 また、「夜間大学院留学生受入れ事業」に係る外国人については、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の対象となる。							1165	11651040	福岡県 福岡市	福岡アジアビジネス特区	国費留学生や短期留学推進制度による留学生などについて、入国・在留申請を優先的に処理し、現行入国管理局に申請してから在留資格認定証明書が発行まで３週間程度要しているところを１週間程度に短縮する。
法務省	0510180	留学生の就労、インターンシップの容易化	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている。また，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしている。	C	－	留学生はそもそも就労を目的として，入国・在留しているものではなく，留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 なお，インターンシップについては，雇用先，就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合には，内容を審査した上，本来の活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めている。													1346	13461020	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	複合領域型、異文化共存型、コピキタス型など新しい人材育成	○自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行うため、留学生の就労やインターンシップなどを容易にするとともに外国人労働に関する規制を緩和すること。
法務省	0510190	外国大学の日本分校の認定に伴う外国人学生に対する留学在留資格の特例	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「留学」の項	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関等において教育を受ける場合に在留資格「留学」が決定される。	C	－	文部科学省において，外国の大学の日本分校の学生について，当該学校を「大学に準ずる機関」に相当するものとして学校教育法に定める大学院への入学資格を認めるという判断がなされるのであれば，当該学生に対し在留資格「留学」を与えることは可能である。	文部科学省の回答によれば，「外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては，「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」（文部科学省高等教育局長裁定）で検討され，本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。 「審議のまとめ」においては，外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば，我が国の教育制度と接続（大学院入学資格，単位互換等）するという新たな制度の措置を講ずるべきと提言されているところであり，文部科学省としても，基本的にこの提言に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については，今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。」とある。これを踏まえ同様が措置をすると同時に在留資格「留学」を与えるように措置できないか検討し回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	文部科学省からは外国大学の日本校に対し「制度的措置」を講ずるよう検討していると回答いただき、法務省からは「当該大学を「大学に準ずる機関」に相当するものとして学校教育法に定める大学院への入学資格を認めるという判断がなされるのであれば、当該学生に対し在留資格「留学」を与えることは可能である」との回答をいただいた。文部科学省が示すところの「制度的措置」とは、「法令上で外国の大学日本校が「大学に準じる機関」である」と定められること」と理解してよいか。	－	－	前回回答のとおり，文部科学省において所要の措置が講じられるのであれば，当該外国人学生について在留資格「留学」を付与することは可能である。							1366	13661010	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	外国大学日本校は大学と認められていないため、海外から入学を希望する外国人学生に対し、在留資格の「留学」を与えることができない。日本の大学となるためには大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として規基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一条の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを受けて、法務省は大学に準ずるこの「外国の大学」に入学が認められた外国人学生に対し、在留資格「留学」を与える。
法務省	0510200	起業希望留学生の就労要件の緩和と投資・経営資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている。また，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしている。 また，「投資・経営」は，投資して，その投資した事業の経営活動を行う外国人等に対し与えられる在留資格であり，前提として相当額の投資が行われることが必要であることから，このような在留資格の最旨からして，投資要件等の緩和を行うことは困難である。	C	－	留学生はそもそも就労を目的として，入国・在留しているものではなく，留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	本件における学生については，一般の学生全てを対象にしてということではなく，博士課程の入学者に限定している。会津大学の博士課程に入学を許可されるまでの資格要件は主に下記の３つがあり，極めて難易度が高いものである。 １ 学部制によらない募集のため，大学の卒業資格又は卒業資格見込みの証明の提出が義務付けられている。 ２ 博士課程出願の際には，必ず入学後の研究計画の指導を受けようとする教員に了承を得ることとなっており，教授が了承を与えることなりたち本人を研究スタッフとして迎え入れることであり，入国後の修学・研究活動の分野においては，すべて教授との指導を受けることとなる。 ３ 資格審査時においては，書類審査やヒアリングに重点がおかれ，会津大学の開学の趣旨からも，学生の修学・研究の目標、目的を明確にする必要がある。 したがって，会津大学の大学博士課程に入学をしようとする外国人については，母国での修学状況，身分さらには留学の目的が極めて明確であり，昨今、報道機関を騒がしている資格外活動による問題を起こす可能性は，非常に低いものと考える。また，合格後は全ての院生にメールアドレスが与えられ，それによって学生誰との密接なコミュニケーションをとっているため，連絡がしやすく学生の所在の確認も容易である。 加えるに，ITビジネスの創設の支援は，卓越した市場性の高いプランを有していれば，経験や年齢さらには国籍を問わないで，起業でき，経営できる体制づくりが最も肝要であるものと考える。アジア諸国からの留学生にとって，母国での起業資金の調達は，貨幣価値の違いや日本との物価の差により極めて困難であり，日本における起業のための各種税資制度の活用も極めて困難である。また起業の傾向を見た場合，学生等社会人の現場前による革新化が顕著となってきている。従って，会津大学の外国人留学生の資格外活動の緩和並びに，外国人留学生並びに研究者の起業環境の緩和を願うものである。 この規制緩和要件としては，外国人研究者については，①会津大学の研究者又は，留学生であり，(仮称)会津産IT技術認定会議において，そのプランが認定された外国人 ②会津若松市内のベンチャー企業に勤務している外国人で起業を目指す者であり，かつ（仮称)会津産IT技術認定会議において、そのプランが認定された	－	－	現状においては，学業のレベル，大学側の充実した管理体制等に関わらず，資格外活動の問題が生じており，提案主体からの意見にあるような関定措置が講じられたとしても，資格外活動許可の緩和措置を行うことは困難である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	外国人留学生等による事件の頻発は，誠に憂うべき状況にあり，真摯に修学のために来日している他の留学生にとって甚だ迷惑な状況を作り出しているといえる。また，法務省ご指摘の部分であるが，管理体制や学業レベルによる留学生の特定をしても、この状況下では、緩和措置の実施が困難であることも一定程度やむを得ないと考える。しかしながら、本地域において今後優秀な外国人の受け入れは、IT関連の事業を地域の産業とするために必要な条件である。また、ITについては、研究活動が製品の開発につながるなど、現界が非常にフジーでもある。従って、これらを踏まえ、今回の対象を留学生全てではなく、修業につながる資格外活動である教授等が認めた者として、限定し、個人を特定するものである。 また、加えるに、起業希望者であるものについては、（仮称）会津産IT技術認証認定会議でその技術を設定されている者であり、極めて少数の特定個人に限定されるものである。科学技術立国を目指す国の指針がある中で知的資源を活用する体制が地方において活発化しており、背景には大学を中心とした産学連携ある、この際に高い技術を保有し調査研究している研究者がその技術を活かして産学官と連携して新たな業務展開をすることは重要な研究の一環とされる。従いまして、科学技術立国を目指す文部科学省の一助になるためにも資格外活動の緩和は重要な地方施策であると認識される。 また、外務省ではベトナムをはじめインドネシア等の諸外国に対して母国の将来を担う行政官、大学教員等を対象に、日本の大学院における学位取得を前提とした留学への支援を展開しており、ますますアジア圏からの留学生受け入れについては重要になり、この際に学生の所在や行動を地域として把握できる地域特性をもつ会津大学は重要な受け入れ体制の基盤になると推察される。							1505	15051020	福島県会津若松市	（仮称）会津若松市知的産業集積特区	外国人起業希望者の資格外活動時間を延長し、また、起業しやすくすることによって、優秀な外国人のノウハウを地域に浸潤する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510210	外国人農業技術研修生の受入れ要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項，出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件，出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の六号の特例を定める件	ＮＰＯ法人は外国人研修生の受入れ機関として認められていない。	C	－	ＮＰＯ法人は事業協同組合等と異なり，設立の際，財産的基礎を有することを要件とされておらず，「人」である外国人研修生に対し安定的・継続的に研修を実施する機関としては適当ではない。	法人設立要件以外であっても外国人研修生に対し安定的・継続的に研修を実施する機関として適正を判断するに足りる財産的基礎を有することを要件としていません。しかし，設立時に財産目録の提出が義務付けられており，入会金及び会費，寄付金及び収益事業から生じる収入等，資産とする事が可能です。ご回答の懸念事項ですが，組織として外国人研修生に対して安定的・継続的に研修を実施できる，財産を有する証明として在留資格認定証明書交付申請書申請時に，財産目録の提出と，それらを証明する預金通帳のうちの提出を義務づけられていいかがでしょうか。また，財産目録内資産の総計の下限を設定し，それ以上の資産を有している場合のみ外国人研修生の受入れ可能な機関として許可をお願いできればと思います。当初，事業協同組合としての受入れを検討していましたが，組合の目的は，あくまで組合員の相互扶助や経済活動の機会拡大であり，外国人研修生生受入れ事業を含めた国際協力・貢献を第一の目的とするのは不可能との結論に達しました。外国人研修生制度は，技術移転により開発途上国における人材育成に貢献することを目標として創設され，その目的は，まさしく，国際協力・貢献を第一の目的として設立された機関が適切ではないでしょうか。将来的に，研修生受入れ事業とＯＤＡ（政府開発援助）との連携を計る場合には，特定非営利活動法人等，国際協力を行う法人が草の根的な活動を実施する事ができますが，事業協同組合では，国際協力を事業に組み込む事は，組合の性質上不可能です。以上のような理由により，再検討をお願い致しく度しくお願い申し上げます。	－	－	告示によって「研修」の上陸許可基準を緩和しているのは，公益的要素を持つ研修であれば研修生の人数枠や送出機関と受入れ機関との組ひつきに関する基準を緩和しても適正な研修の見地を確保できると考えられるからであるが，ＮＰＯ法人は，多方面の活動に既存の法人よりも簡便・迅速に参画できるように存立された制度であり，受入れ人数や送出機関等に係る特例を設けて，農業に係る技術を修得することが目的である研修生の受入れ機関として認めるの必要性は乏しく，農業技術研修生の受入れ機関の特例措置の対象として認めることは困難である。 なお，告示による緩和措置によって上陸許可基準を満たす場合や，国又は地方公共団体等の資金により主として運営されている事業として行われる研修については，ＮＰＯ法人を受入れ機関とすることは可能である。	提案は農業技術研修生を受け入れるにふさわしい農業技術協力を行うNPO法人について特例の創設を求めるものである。その提案主体の意見にあるとおり，現在の受入れ機関に限されていない「法上国にて2年以上技術支援の国際協力に携わった経験を持つ者を役員あるいは，研修責任者とする」要件を置くことなどにより適正な研修の見地を確保できるものではないか、再度検討し回答されたい。	外国人研修生制度に関して，問題事例が多く発生している事は承知しています。研修生受入機関が，この制度の本質を理解しないまま多くの研修生を受入れている現状においては，今回の提案を特区として認めた場合，無秩序な受入れに繋がる事は，懸念される事も理解出来ます。外国人研修生制度が，技術移転により開発途上国における人材育成に貢献する事を目標としているのですが，現状の一次受入機関では，途上国において人材育成に協力した経験を有する職員や役員を配置している所は少なく，途上国の人材育成のスキルも無く，外国人研修生との真文化の未理解や誤解を誘発する原因になっていると思います。そこで再度，提案ですが，受入れ可能な法人として，途上国にて2年以上技術支援の国際協力に携わった経験を持つ者を役員あるいは，研修責任者として，それを従する職員として，在留資格認定証明書交付申請書提出時に，公的機関による証明書の提出を義務付けられてはいかがでしょうか。この措置をする事により，本来の外国人研修生制度の究実が経験者によって図れるものと考えますし，問題事例の減少に貢献出来るのではと考えます。いずれにしても，この制度には多くの不備が見受けられます，再構築の必要性を強く感じます。ご検討をお願い申し上げます。		－	－	提案主体の意見にあるように，外国人研修制度については現行の厳格な要件を課していても，実際に活用する受入れ機関によっては，低賃金労働者の確保手段として活用されるなど悪用事例が多発している。 提案主体の意見にあるような受入れ機関の限定の手法等も参考にしつつ，まずは外国人研修制度の適正化を図ることが重要であると考えており，現時点において新たな緩和措置を講ずることは困難である。	1001	10011010	特定非営利活動法人 研修支援機協	農村国際協力推進構想	海外より農業技術研修生を受入れできる団体として，（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の研修の在留資格に係わる基準の６号の特例を定める件）農業技術協力を行う特定非営利活動法人も受入れ可能な団体として，要件の緩和
法務省	0510220	宿泊施設、観光施設への外国人研修生の受入れ促進	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「研修」の項	ホテル等の宿泊施設における研修も認めている。	~~C~~ ＩＤ－１	－	ホテル等の宿泊施設における研修も認めている。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	今回の提案は、受入促進のための審査基準緩和を求めるものであり、そのため、受入機関について、「地方自治体が特に認めたもの」を「国もしくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関」に含めるという案を例示したものである。 なお、外国人研修のうち、「技能実習」については、「ホテル・旅館業」が対象業種に含まれていないことから、これを対象業種とするよう、再度提案する。	－	－	適正な研修計画等が具備されている場合には在留資格認定証明書の交付が認められるものと認識しており，また，研修制度においては外国人を単純労働者として活用するなど悪用事案も見られることから，審査基準の緩和を行うことは困難である。 また，技能実習移行対象職種については，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致する必要があり，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され，則「国際研修協力機構の認定を受ければ，「ホテル・旅館業」を技能実習移行対象職種に含めることは可能である。													
法務省	0510230	留学生の配偶者等被扶養者の就労時間等の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週２８時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えているほか，長期休業期間中においては週４０時間を超えない範囲内での資格外活動に係る包括許可を与えている。 また，在留資格「家族滞在」についても，一般的に，申請があった場合に，週２８時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている	C	－	留学生はそもそも就労を目的として，入国・在留しているのではなく，留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 また，「家族滞在」に係る外国人についても就労を目的として入国・在留しているものではなく，配偶者である留学生の長期休業期間に資格外活動許可の緩和を行う必要性はない。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	本件は一般の学生全てを対象にしていうことではなく，博士課程の合格者に限定している。会津大学の博士課程に入学を許可されるまでの資格要件は主に下記の3つがあり，極めて難易度が高いものである。 1 学部制によらない募集のため，大学の卒業資格又は卒業資格見込みの証明の提出が義務付けられている。 2 博士課程の出願の際には，必ず入学後の研究計画を指導を受けようとする教員に了承を得ることなっており，教授が了承を与えることをなわち本人を研究スタッフとして受入れることであり，入国後の修学・研究活動の分野においては，すべて教授からの指導を受けることとなる。 3 資格審査時においては，書類審査やセアリングに重点がおかれ，会津大学の国学の趣旨からも，学生の修学・研究の目標，目的を明確にする必要がある。 したがって，会津大学の大学院博士課程に入学をしようとする外国人については，母国での修学状況，身分さは留学の目的が極めて明確であり，昇今，報道機関をにぎわしている資格外活動による問題を起こす可能性は，非常に低いものと考える。また，合格後は全ての院生にメールアドレスが与えられ，それによって学生達とのコミュニケーションをとっているため，連絡がしやす（学生の所在の確認も容易である。 次に，本人及びその配偶者の資格外活動時間の緩和であるが，ご指摘のとおり，学生は修学がその本分であり第一義的に優先すべきことである。しかし，会津大学への留学生はアジア諸国からのカ々がおおく，公費，私費の違いが有るとはいえ，母国の経済格差によって，生活にさえ困難をきたしかねない恐れがある。したがって，本学証はむ3学業活動を継続するための生活状況の安定のための支援措置であり，留学生にっては，比較的学業に影響を及ぼすことが少ない長期休業期間のみに緩和を求めるものであり，その被扶養者については，留学生の緩和相当分を時間に換算して緩和を求めるものである。	－	－	現状においては，学業のレベル，大学側の充実した管理体制等に関わらず，資格外活動の問題が生じており，提案主体からの意見にあるような限定措置が講じられたとしても，資格外活動許可の緩和措置を行うことは困難である。 また，「家族滞在」に係る外国人についても就労を目的として入国・在留しているものではなく，配偶者である留学生の長期休業期間内に資格外活動許可の緩和を行う必要はない。	右の提案主体の意見について回答されたい。	外国人留学生等による事件の頻発は，誠に憂うべき状況にあり，真摯に修学のために来日している他の留学生にとって甚だ迷惑な状況を作り出しているといえる。また，法務省ご指摘の部分であるが，管理体制や学業レベルによる留学生の特定をしても，この状況下では，緩和措置の実施が困難であることは一定程度やむを得ないと考える。しかしながら，本地域において今後優秀な外国人の受け入れは，①「開進の事業を地域の産業とするために必要な条件である。また，②については，研究活動が製品の開発につながりなど，境界が非常にファジーでもある。従って，これらを踏まえ，今回の対象を留学生全てではなく，修業につながる資格外活動であると教授等が認めた者として，限定し，個人を特定するものである。 一方配偶者については，公共団体や公共的団体による業務であり，その活動が教育等社会に貢献するものであり，事業主体がその延長を必要とする場合のみと限定し，個人を特定するものである。また，外務省ではベトナムをはじめインドネシア等の諸外国に対して母国の将来を担う行政官，大学教員等を対象に，日本の大学院における学位取得を前提とした留学への支援を展開しており，まますますアジア圏からの留学生受け入れについては重要になり，この際に学生の所在や行動を地域として把握できる地域特性をもつ会津大学は重要な受け入れ体制の基盤になると推察される。		－	－	現状においては，学業のレベル，大学側の充実した管理体制等に関わらず，資格外活動の問題が生じており，提案主体からの意見にあるような限定措置が講じられたとしても，資格外活動許可の緩和措置を行うことは困難である。 また，「家族滞在」に係る外国人についても，就労を目的として入国・在留しているものではなく，提案主体からの意見にあるような限定措置が講じられたとしても，資格外活動許可の緩和措置を行うことは困難である。	1505	15051010	福島県会津若松市	（仮称）会津若松市知的産業集積特区	留学生及び留学生の被扶養者として滞在している者の資格外活動期間を、留学生については長期休業期間について、配偶者については、緩和された留学生の長期休業期間内の範囲で規制緩和を謳うものである。
法務省	0510240	学校の夏季休暇などを活用して、外国語講師などを行なう外国人大学生に対する在留資格の付与	－	－	D－３	－	地域再生の支援措置である「205001学校の夏期休業等を活用して、外国人講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与」で対応可能である。												1598	15982160	個人	忍者プロジェクト	0
法務省	0510250	ＣＩＱ業務の民間委託	出入国管理及び難民認定法第６条，第７条，第２５条，第２５条の２	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	C	－	出入国管理に係る権限行使については，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものであることから，当該権限行使について民間に委託することは困難である。 なお，民間による上陸審査等直接の権限行使は困難であるが，国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。	委託できる範囲で委託を行っているとの回答であるが，旭川空港についても最大限の範囲で委託を行うものと解してよいか。 また，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものとして行う権限行使の範囲を明らかにされたい。		－	－	旭川空港においても必要な範囲内で措置している。 なお，国が直接行うべき権限行使の範囲は，上陸審査等入管法に規定された権限の行使である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	官の人員の配置に目途が無いのは現実である．又お金を掛けて作った道具は有効に活用されるべきである．国権の護持は官のみがその任に適していると思うのは調ひて官、民ともに協力して国権の護持に努めるべきである．一人日本の内側だけで判断することなく、広く諸外国の状況等良く観察し、是非民間委託の方策を検討するべきである．因みに旭川空港は北海道の中央に位置し北海道内各方面への観光には最適の空港である．		－	－	出入国管理に係る権限行使については，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものであることから，当該権限行使について民間に委託することは困難である。	1035	10351010	個人	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	所管官庁職員のみで実施されている規制を撤廃する。
法務省	0510250	ＣＩＱ業務の民間委託	出入国管理及び難民認定法第６条，第７条，第２５条，第２５条の２	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	C	－	出入国管理に係る権限行使については，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものであることから，当該権限行使について民間に委託することは困難である。 なお，民間による上陸審査等直接の権限行使は困難であるが，国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。	委託できる範囲で委託を行っているとの回答であるが，旭川空港についても最大限の範囲で委託を行うものと解してよいか。 また，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものとして行う権限行使の範囲を明らかにされたい。		－	－	旭川空港においても必要な範囲内で措置している。 なお，国が直接行うべき権限行使の範囲は，上陸審査等入管法に規定された権限の行使である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	官の人員の配置に目途が無いのは現実である．又お金を掛けて作った道具は有効に活用されるべきである．国権の護持は官のみがその任に適していると思うのは調ひて官、民ともに協力して国権の護持に努めるべきである．一人日本の内側だけで判断することなく、広く諸外国の状況等良く観察し、是非民間委託の方策を検討するべきである．因みに旭川空港は北海道の中央に位置し北海道内各方面への観光には最適の空港である．		－	－	出入国管理に係る権限行使については，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものであることから，当該権限行使について民間に委託することは困難である。	1035	10352010	個人	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	関係所管官庁に依る、研修等の支援を頂き、民間に依る（Ｃ．Ｉ．Ｑ）業務の処理を行い一日も早く飛行場の機能を充分に活用する事で地域経済の活性化を目指す。
法務省	0510260	ＣＩＱ業務への地方公共団体職員の派遣	出入国管理及び難民認定法第６条，第７条，第２５条，第２５条の２	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	C	－	出入国管理に係る権限行使については，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものであることから，当該権限行使について地方公共団体の職員に委託することは困難である。 なお，地方公共団体の職員による，国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。 なお，道内地方空港における国際線入港時の対応については，関係機関と十分連絡を取り合い，協力してまいりたい。	委託できる範囲で委託を行っているとの回答であるが，道内地方空港についても最大限の範囲で委託を行うものと解してよいか。 また，我が国の主権の行使として，国が自ら直接行うべきものとして行う権限行使の範囲を明らかにされたい。 また，右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	･道内地方空港では，地域経済活性化のため，自治体や経済団体が積極的に国際チャーター便の誘致活動を展開してきたことにより，平成12年度後半から国際チャーター便が急増している。現状では，運航時に空港の最寄りのＣＩＱ機関の出張所等の職員の出張体制により対応している状況であるが，同日，複数の空港にチャーター便が離発着する場合は，対応不可能と思われる。そのため，今後さらに増加が見込まれる国際チャーター便の対応のため，地方公共団体職員がＣＩＱ業務の一部を実施することができるよう再考願いたい。	－	－	道内空港においても必要な範囲内で措置しており，今後とも，地方公共団体による協力をお願いしたいと考えている。 なお，国が直接行うべき権限行使の範囲は，上陸審査等入管法に規定された権限の行使である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	道内空港における国際チャーター便に係るＣＩＱ業務については，運航時に空港の最寄りＣＩＱ機関の出張所等の職員の出張体制により対応している状況であるが，平成１６年度の道内空港の国際チャーター便の実績は，１，００１便（６月末現在，対前年１９１．６％）と大幅に増加しており，新千歳空港を除く空港は前年の２倍を超える運航が予定されている。このため，地域の国際観光振興に寄与するためにも地方公共団体職員がＣＩＱ業務の一部を実施できるよう再考願いたい。		－	－	地方公共団体の職員による，国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能であり，地方公共団体におかれては御協力いただきたい。 なお，道内地方空港における国際線入港時の対応については，関係機関と十分連絡を取り合い，協力してまいりたい。	1580	15802010	北海道	外国人観光客倍増プラン	ＣＩＱ機関が繁忙期など現在の人員体制で対応できない場合に地方公共団体の職員がその業務を行うことができるようモデル的に国からの委託事務として、ＣＩＱ業務に必要な実務知識・技術等に関する研修を受けた地方公共団体職員がＣＩＱ業務の一部を実施する。
法務省	05010270	退職者（ＯＢ職員）を対象とした嘱託員によるＣＩＱ体制の整備	出入国管理及び難民認定法第６条，第７条，第２５条，第２５条の２	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	C	－	現状においても，入国管理局の定年退職者等を入国管理局関係の専門知識を要する職場において活用しており，今後も当分の間，入国管理局の退職者数は現状程度となることが見込まれることから，これ以上の退職者の活用は困難である。	提案者の要望の趣旨は入国管理局の定年退職者等を活用することにより，地方港湾等へのＣＩＱ人員の配備を進めてほしいというものである．定年退職者の業務範囲を拡大すること等一層の活用により体制の整備を進めることができないか検討し回答されたい。		－	－	入国管理局の退職者数は現状程度となることが見込まれることから，これ以上の退職者の活用は困難であるが，引き続き、退職者の活用を図り，入管業務の円滑な実施に資するようにしたいと考えている。							1155	11552010	青森県	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	開港となった場合、新たにＣＩＱ関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者（ＯＢ職員）を対象とした嘱託員によるＣＩＱ関連業務の実施を提案する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510280	出入国港指定基準の特例	出入国管理及び難民認定法第2条, 出入国管理及び難民認定法施行規則第1条第1項第1号	出入国管理及び難民認定法施行規則第1条第1項第1号に基づく(出入国港の指定については, 国際定期便等により頻繁に利用されることが見込まれ, また出入国審査施設の確保, 管轄する出張所等の受入れ体制等に照らし, 問題がないと考えられる空港に限り行うこととしている。	D－１	－	あらかじめ出入国管理及び難民認定法施行規則第１条第１項第１号に基づく(出入国港として指定されていなくとも, 国際船舶等が入港する場合には, 担当官等のほか近隣の出張所等からの応援体制を強化するなど機動的な体制を確保し, 同項第２号に基づく(出入国港と指定すること（いわゆる臨時指定）により対応している。	提案者の要望は実現できると解してよいか回答されたい。		—	—	前回回答のとおり, 国際船舶等が入港する場合には, 担当官等のほか近隣の出張所等からの応援体制を強化するなど機動的な体制を確保し, 同項第２号に基づく(出入国港と指定すること（いわゆる臨時指定）により対応しており, 提案者の要望も実現できるものと考えている。								1430	14302010	和歌山県	日高港を活用した地域産業の活性化構想	【構想の概要】日高港（塩屋地区）を開港、出入国港、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。 【活用する支援措置】　外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検疫港指定を行うよう、活用を見直しする。 【支援措置適用スケジュール】　平成１７年度当初から 【地域の特性】　日高港は、御坊市周辺の地場産業である木材の取扱いを中心に利用されてきたが、既設の港湾施設（西川地区）は、水深が浅く大型船が接岸できないこと、背後地が狭隘で荷さばき地が十分確保できないことなどから、非効率な輸送形態を強いられてきた。こうしたことから、塩屋地区に大型船が接岸できる岸壁を備えた港湾が整備され、平成１６年４月に供用を開始した。 【想定される効果】　原木を中心とした輸入貨物の取扱いが増え、港湾及び背後地域の活性化につながる。
法務省	0510290	外国人登録法における職権による居住の消除等の規定の設置	－	閲覧又は無効措置はされていないが, 外国人登録法第１１条の規定による登録の確認申請が長期間行われていない登録原票（未切替登録原票）は, 市区町村において現に居住実態のない蓋然性が高いことから, これを市区町村から回収し, 法務省入国管理局で保管している。	Ｂ－２	Ⅳ	市区町村において居住実態のないことが確認された登録原票を抹消等することは, 登録されている外国人を職権で無登録の状態にならしめることになるので困難であるが, 他方で, 市区町村における行政運営上の支障は, 市区町村において居住実態のないことが確認された登録原票を市区町村が保管しないことで解消可能であることから, 未切替登録原票と同様に, これを市区町村から回収し, 法務省入国管理局で保管する措置を検討する。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	登録原票を市区町村が保管しないことで市区町村の凝視運営上の支障が解消できるとの考え方を説明していただけることを希望します。 未切替原票の回収において, 該当者の居住は当該市区町村のまをにて取り扱われるようですが, 今回の措置では, 原票が回収されることと当該市区町村に居住がないことを同義に考えてよいのでしょうか。 当該市町村に居住がないものとして扱われることが明確になることを求めます。			—	—	当省が登録原票を回収することにより登録原票の記載内容に変更を生ずるものではないが, 市区町村において当該登録原票を保管しないことから, 当省へ定期報告することされている期報（外国人登録国籍別人員調査表）の対象とならないことはもちろん, 市区町村が各種行政を遂行するに当たり, 当該外国人が当該市区町村に居住地を有しないと取り扱うことは, 外国人登録の立場からは何ら捉え支えない。								1020	10202010	群馬県太田市	外国人登録における職権による居住の消除	現在、外国人登録法では、出国・死亡・日本国籍取得が確認できた場合のみ外国人登録を閲覧することになっているため、実態に即さず居住が登録されたままになっている例（外国人登録で行うことされている切替申請が長期にわたり行われないままになっている者・閲覧照会の結果、閲覧保留とされたままになっている者）があり、行政運営上多くの支障をきたしている。このように、外国人登録法で居住実態のない外国人に対して行う措置が規定されていないことが、市の人口の把握にとって不正確な要因になるとともに、行政運営上多くの支障をきたしている
法務省	0510300	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録手続事務の継続	外国人登録法	外国人登録事務については, 市区町村が法定受託として実施している。	Ｄ－２	－	事務分掌という形態で, 行政区において外国人登録事務を行うことは可能である。 なお, 現行においても, 事務分掌という形態で各市区町村の支所・出張所において外国人登録事務を行っている例はある。	提案者の要望は合併後から政令指定都市移行の期間, 地域自治組織へ外国人登録手続事務について政令指定都市行政区の権限等を付与することにより, 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き, スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すものである。 提案者の要望は, 実現すると解してよいか回答されたい。		—	—	権限等の付与という難旨が例を指すのか不明確であるが, 現行においても, 事務分掌という形態で行政区において外国人登録事務を行うことにより, 提案主体の要望は実現するものと考える。								1449	14491010	他方公共団体	スムーズ合併・政令指定都市移行事務特区構想	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては①戸籍管掌、②外国人登録手続事務、及び③社会福祉協議会の設置、についてその権限が失られるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を失い、事務の統一をせざるを得ない。 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ前述の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。
法務省	0510300	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録手続事務の継続	戸籍法第1条, 第4条	戸籍に関する事務は, 市区町村長がこれを管掌している。	C	I	戸籍法第1条第1項は,「戸籍に関する事務は, 市町村長がこれを管掌する。」としており, また, 同法第4条は, 区制施行後の政令指定都市については, 区長が戸籍事務管掌者となる旨規定している。戸籍に関する事務は, 人の身分を公証したり, 人の身分関係の創設・解消などに関する重要な事務であり, その性質上, 全国的な統一が強く要請されるものであることから, 市区町村長以外の一部の地域自治組織に管掌させることは困難である。	提案者の要望の趣旨は, 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き, スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すことができるよう特例措置を求めるものである。提案者の要望の趣旨を実現するための何らかの方策はないか検討し回答されたい。		C	I	戸籍法第1条に基づき, 市町村合併時から政令指定都市の区政施行までの戸籍事務管掌者は, 飽くまでも合併市の市長であり, 市長以外の地域自治組織が戸籍事務管掌者となることは法の趣旨に反することから, 困難である。市町村合併・政令指定都市移行に伴うコンピュータ戸籍のデータ統合・分割などに係る必要経費の低減化策については, 全体の合併及び区政の内容が明らかになった段階で, コンピュータメーカー等, 関係機関と協議し, 効率的な方策を検討すべきものと考える。								1449	14491010	他方公共団体	スムーズ合併・政令指定都市移行事務特区構想	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては①戸籍管掌、②外国人登録手続事務、及び③社会福祉協議会の設置、についてその権限が失られるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を失い、事務の統一をせざるを得ない。 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ前述の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。
法務省	0510310	戸籍謄抄本等の交付請求についてはFAXによる申請・自宅郵送の特例	戸籍法第1条, 第4条	戸籍謄抄本等の交付請求については, 戸籍の届出に準じて, 書面又は口頭でできることができ, 同法第10条4項, 第12条の2第3項の規定により, 郵送によって請求することができるとされている。	C	IV	戸籍謄抄本等の交付請求については, 戸籍の届出に準じて, 書面又は口頭でできることができ, 郵送によって請求することができるとされているが, ファクシミリによる請求は, 上記のいずれとも異なり, 交付請求書の作成した書面が提出されているとはいえず客観的証拠を残すことができないことから, 現行戸籍法上認めることは困難である。なお, 請求者があらかじめ戸籍謄抄本の請求書をファクシミリで送付し, これを資料として交付の可否に関する審査を行い, 後刻申請書の原本を回収する方法が, 戸籍先例上認められているところであるが（平成6年12月20日付け民二第8659号民事局第二課長回答）, これは戸籍等抄本等の請求書の原本が回収されることが前提となっているものである。また, 戸籍謄抄本等の交付請求の適否の判断は, 各交付請求ごとに行う必要がある。	提案の趣旨を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答されたい。		C	IV	戸籍謄抄本等の交付請求については, 飽くまで客観的証拠となり得る請求書の原本が回収される制度が確保される必要があり, 提案のあった方式での実現は, 困難である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	銀行等でも「暗証番号」を用いて本人確認を行っているので, 本サービスでも「暗証番号」による本人確認を行いたい。また, 本人確認登録の有効期間を1年間とし, 継続する場合は, 再度, 本人確認登録の申請をしていただくことで, 本人確認登録をより厳格に行い, 本サービスを実施したい。		C	IV	戸籍謄抄本の交付請求については, 請求者の本人確認を厳格にする制度を導入するとしても, 飽くまで客観的証拠となり得る請求書の原本を回収する制度の確保が必要であり, 提案のあった方式での実現は困難である。	1016	10161020	埼玉県桶川市	住民票等ファックスによる申請自宅郵送サービス(住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス)	前回の申請では、「ファックスで申請した際の申請書原本の回収ができれば、認められる」との回答をいただきました。 今回、原本回収の代替措置として、本人が市役所に来庁し、あらかじめ本人確認番号を登録しておき、ファックス申請の際に、申請書に本人しか知らない暗証番号を記載していただくことで、本人同一性の確認ができるようにしました。
法務省	0510320	戸籍事務の指定管理者への委任	戸籍法第1条, 第4条	戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務（公証）は市区町村長が行っている。	C	I	戸籍事務は, 市町村長がこれを管掌するとされ（戸籍法第1条第1項）, 市町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができるとされている（地方自治法第172条, 第154条）, 戸籍の謄本等の交付請求に関する事務についても, 同様である。戸籍には, 個人のプライバシーに関わる情報が記載されていることから, 同事務を行うものには, 守秘義務（地方公務員法第34条第1項）等の厳正な服務規律が課されることが必要である。したがって, 法律上, 守秘義務等が課されていないものに対し, これらの業務を取り扱わせることは困難である。	指定管理者との契約において守秘義務等の厳正な服務規律を課すことにより, 提案者の要望を実現できないか再度検討し回答されたい。		C	I	戸籍事務の性質上, 同事務を行う者には厳正な服務規律が課されることが必要であるが, 法律上の守秘義務が課されていることが必要であり, 要望を実現することは困難である。								1009	10092010	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
法務省	0510330	役場出張所機能の包括的な外部委託	戸籍法第1条, 第4条	地方公共団体と日本郵政公社との協議により規約（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項第1号）に基づき, 郵便局において, 同局の職員が戸籍の謄本等の交付の請求の受付及び引渡し事務を行っている。	C	I	戸籍事務は, 市町村長がこれを管掌するとされ（戸籍法第1条第1項）, 市町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができるとされている（地方自治法第172条, 第154条）, 戸籍の謄本等の交付請求に関する事務についても, 同様である。戸籍には, 個人のプライバシーに関わる情報が記載されていることから, 同事務を行うものには, 守秘義務（地方公務員法第34条第1項）等の厳正な服務規律が課されることが必要であるところ, 日本郵政公社の職員は国家公務員であり（日本郵政公社法第59条）, 守秘義務（国家公務員法第100条第1項）が課されるなど, 地方公務員と同等の服務規律が課されていることから, 戸籍の謄本等の交付請求に関する事務のうち, その受付及び当該請求に係る戸籍の謄本等の引渡し業務のみを認めているものである。したがって, 法律上, 守秘義務等が課されていないものに対し, これらの業務を取り扱わせることは困難である。	町が条例に基づき, 個人情報の守秘義務やプライバシーの確保を厳密に規定した「特定事務の取り扱いに関する協定」を結ぶ等の方法で守秘義務等地方公務員と同等の服務規律を課すことにより, 提案者の要望を実現できないか再度検討し回答されたい。		C	I	戸籍事務の性質上, 同事務を行う者には厳正な服務規律が課されることが必要であるが, 法律上の守秘義務が課されていることが必要であり, 要望を実現することは困難である。								1265	12652010	福島県船引町	役場出張所事務の包括的外部委託による地域再生構想	・権限移譲が必要な事務の内容、範囲 現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務などＯ（別様提案のポイント参照）の事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わり深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請はかな各種補助申請など保健福祉関係手続事務等も含めた事務を包括的に外部委託する。 ・委託の方法 町が条例に基づき、個人情報の守秘義務やプライバシーの確保を厳密に規定した「特定事務の取り扱いに関する協定」を結ぶ。 ・受託先では、田村郡内を網羅する、農産業経済の中心組織であり、役場よりも早期に広域化と経営組織の再編を成功させた実績と能力があり、将来にわたり、今回の提案内容に充分対応できる事が、確実である。
法務省	0510340	電子化された戸籍原簿（サーバ）のアウトソーシングの容認	戸籍法第1条, 第4条	電子化された戸籍原簿（サーバ）については, 戸籍法第8条の戸籍正本と同等の位置付けであり, 市町村長が管理しなければならない。	C	I	戸籍は, 国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり, その内容は, 極めて高度な個人情報に関するものであることから, 情報の漏洩, 滅失等は許されるものではない。したがって, 戸籍事務の管掌者である市町村長がその職責をもって厳重に管理・保管する必要があると考えられ, これをアウトソーシングすることについては, プライバシー的にも問題があり, 困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	電子化された戸籍原簿（サーバ）をアウトソーシングした場合, 極めて高度な個人情報の漏洩や滅失が生じる恐れがあることは法務省が指摘するとおりであり, 理解できるものである。 まず, 滅失についてであるが, 市役所に原簿を保管するよりも, より強固なファシリティ要件を満たしているＤＣ（インターネットデータセンター）に保管したほうが, 災害対策上, 格めて有効であると考える。 また, 漏洩については, 委託先の業者（職員を含む）から漏洩する場合と, 第3者が電磁気的な機器への進入により無断で閲覧する場合（盗み出す場合を含む）の2種類の可能性がある。 第3者による無断アクセスについては, 住記ネットで構築した信頼性の高い情報保護技術があり, 実際に稼動していることから, 技術的に防御が可能であると考えられる。 次に, 委託先の業者（職員を含む）から漏洩する場合についてであるが, 業者に対しては, 個人情報保護法が施行されており, 罰則規定が含まれることから, 漏洩の抑止力となり得るものである。また, 委託業者の職員に対しては, 現在は直接罰則を適用できる制度がない。（※）しかし, 戸籍に関する事務は法定受託事務であることから, 戸籍情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第五十八号）」における行政機関の保有する個人情報として取り扱うことができると考えられる。従って, 戸籍情報を漏洩させた業者職員は, 同法53条から57条に記載される罰則規定が適用されるものとなり, 漏洩の抑止力となり得るものであると考える。 なお, 上記（※）以降については, 本市においても同等の罰則規定を独自に条例化することも検討しており, 法の罰則が適用されない場合においても条例により同等の効果が保障されるものである。 以上により, 滅失, 漏洩の危険防止を図ることを前提に, 特区において電子化された戸籍原簿（サーバ）のアウトソーシングが可能となるよう検討していただきたい。	C	I	戸籍という極めて高度な個人情報の集合体である戸籍原簿（サーバ）の保管（管理）も戸籍事務管掌者が行わなければならず, 地方公共団体以外の民間会社がこれを保管（管理）することは戸籍法の解釈上, 許されないものと考える。なお, 地方公共団体が一定の要件の下に, 一部事務組合に設置されたコンピュータを利用して市町村長が戸籍事務を処理することを認めた先例がある（平成7年11月30日付け法務省民二第4400号通達）。ただし, 一部事務組合は総務大臣又は都道府県知事の許可をもって設立される特別地方公共団体であり, 市町村の補完的機能を目的とした団体であることから, これ以外の組織に委託することは許されないものと考える。	右の提案主体の意見について回答されたい。	次の3点について, 法務省の見解を確認したい。 1　技術的な問題点について 先回検討依頼をした「住記ネットで構築した信頼性の高い情報保護技術があり, 実際に稼動していることから, 技術的に防御が可能である。」との考え方に対しては, 今回意見が付されなかったことから, 法務省はこれを肯定する立場にあると理解してよいか。 2　法令条例による柔軟防止について 先回検討依頼をした「個人情報保護法」, 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の考え方については, 今回意見が付されなかったことから, 法務省はこれを肯定する立場にあると理解してよいか。 3　特区提案制度と「法の解釈」の関係について 今回, 法務省において実施不可とした根拠には「戸籍法の解釈」とあるが, 当市の提案は, 特区において戸籍法の規制除外を実施するものである。 法の規制を除外するために特区提案したものに対し, 当該法を理由に実施できないとすることに矛盾を感じる。 この矛盾を解決するため, 法務省において, 戸籍法のどの条文に対してどのように解釈したのか, 主要なものについて説明していただきたい。		C	I	1　住民基本台帳事務については, 当省の所管外であり回答する立場にない。なお, 住民基本台帳事務と戸籍事務は根拠法制を全く異にしているものであり, 両者を同一に考えることはできない。 2　前回回答で示した先例は, 一部事務組合が地方自治法第284条に基づく一部事務組合であることから, これを前提として一定要件の下に戸籍事務を処理することを認めた先例である。しかし, 甚多方市で提案している委託業者は, 民間企業であると考えられることから, 上記先例にいう一部事務組合とは全く異なる性質の組織であり, 個人情報保護に関する規定の適用も別のものである。 3　戸籍法第1条及び戸籍法施行規則第7条において, 戸籍事務は市町村長が管掌し, 戸籍簿又は除籍簿は, 市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない旨規定されている。また, 電子化された戸籍原簿（サーバ）についても, 同様である。上記の規定は, 戸籍制度全般の信頼性を維持するための極めて基本的な原則である。	1377	13772010	福島県喜多方市	戸籍システムのアウトソーシング	電子自治体化推進において、情報システムの管理は自治体の大きな負担となっており、そうした中でアウトソーシングは大きな流れとなっている。 戸籍システムについてもアウトソーシングを可能とすることにより、いっそう効率的な電子自治体化推進と地元ＩＴ企業の活性化やそれに伴う雇用を創出する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510350	埋火葬に係る戸籍事務準則の緩和	戸籍法第1条、第4条	死亡届を受理するのは、戸籍事務管掌者たる市町村長であり、その指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させている。	C	I	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされ（戸籍法第1条第1項）、市町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができるとされている（地方自治法第172条、第154条）。戸籍の届出の受理とは、市町村長が届書類を審査し、適法なものと判断して受付を認定する行政処分であるため、これを市町村長以外のものが行うことは許されない。したがって、死亡届等の戸籍の届出の受理を吏員が直接行うことの解釈の変更を求める本件取扱いの実現は困難である。	提案理由に対する貴省の見解を具体的に明示する 回答では全く触れられていない。ともに、特区の趣旨を踏まえ、回答であっても実現するためには どうしたらいいか、という観点から提案の趣旨が実現できるよう再検討され、その見解及び今後の対応について、具体的に提示されたい。	C	I	提案主体からの指摘のとおり戸籍法に基づく各種届出の受理決定に当たって市町村長は形式的審査権を有するのみと解されており、通常、死亡届には医師が作成した死亡診断書又は死体検案書が添付され、戸籍事務担当者はその事実を確認の上、受理決定をすることになる。しかし、届出の受理が行政処分である以上、戸籍事務管掌者たる市町村長の補助機関である吏員が事務処理を行わなければならず、法律上その権限を持たない吏員以外の者が行うことはできないものと考える。						1518	15181070	埼玉県志木市	地方自治解放特区	戸籍事務取扱準則制定標準解説第２６条の５で戸籍の受理については、吏員が直接行うとする解釈を変更する。
法務省	0510360	不動産登記法第17条地図の整備促進による地籍の明確化	不動産登記法第17条及び第18条第1項、不動産登記法施行細則第10条ノ2第1項、不動産登記事務取扱手続準則第25条ないし第29条	登記所に送付された国土調査法に基づく地籍図、土地改良又は土地区画整理事業において作製される土地の所在図等については、不動産登記法17条及び第18条第1項、不動産登記法施行細則第10条ノ2第1項、不動産登記事務取扱手続準則第25条ないし第29条等の規定に照らし、登記官が判断しており、備え付けるか否かの基準は明確にされている。	E	—	—	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	静岡地方法務局掛川支局の地図及び地図に準ずる図面では、国土調査法第19条第5項により、同法第2項の認証に準ずる指定を受けた成果が、不動産登記法第17条地図になっていないものや、旧土地改良の確定測量図で、四隅に座標値の記載がなく、明らかに不動産登記法第17条地図とはいえないものが17条地図になっている等取り扱いに疑問があります。掛川市では、高精度な公共基準点からの測量を促進させることで、不動産登記法第17条地図の整備促進につながるよう事業の展開をしており、最近提出している土地改良、土地区画整理および民間開発等では、当然、所要の精度を満たした地図が作製されており、不動産登記法で求められている要件を満たせば国土調査法第19条第5項の指定がなくても登記官の判断で「不動産登記法第17条地図」としての備え付けを実施するという解釈でよろしいか、またそうであるとしたら、国土調査法第19条第5項指定申請の意義は、何なんでしょうか？	右の提案主体の意見について回答されたい。	E	—	土地改良事業又は土地区画整理事業において作製される土地の所在図等については、不動産登記法第17条地図としての要件（不動産登記規則第10条第1項）を満たすかどうかの判断の際に、必要がある場合は同法第50条に基づき実地調査を実施し、また、関係者から事情の聴取を求めるとともに必要な資料の提示を求めることとしており、さらに手続規定を定める必要はない。	掛川市公共基準点に基づいて実施される各種測量成果について、不動産登記法第17条地図の精度を満たした図面が作成された場合には、民間開発や公共事業等の測量成果についても17条地図としての指定がなされると判断してよろしいか。また、関係する法規には精度の確認等に必要な資料の提出については何も定められておらず、法に定める精度判断が可能とはさうでい言い難く、精度判断が可能となるよう所要の手続きを定めていただきたい。		E	—	前段については、貴見のとおりである。後段については、送付された図面が不動産登記法第17条地図としての要件（不動産登記事務取扱準則第25条から第27条までの部）を満たすかどうかの判断の際に、必要がある場合は同法第50条に基づき実地調査を実施し、また、関係者から事情の聴取を求めるとともに必要な資料の提示を求めることとしており、さらに手続規定を定める必要はない。	1568	15681030	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	地籍の明確化は、不動産登記法第17条地図が登記所に備え付けられることである。そのための手続が不動産登記法にないため、地籍調査事業がある国土調査法に頼っている。そのため、各種事業成果を受領する不動産登記法に国土調査法第19条第５項指定等の要件がなく、不動産登記法第17条地図としなくても事業が完了できてしまうため、不動産登記法としての改善をしていただきたい。
法務省	0510370	地籍調査事業区域内の公共用地で、土地台帳一元化以前に官有地へ編入済みの個人名所有地や法定外公共物などの処理の簡素化	不動産登記法第31条、及び第90条	官公署が不動産に関し登記権利者として登記をする際には、登記義務者の承諾書を添附することを要する。	C	—	不動産登記制度は、登記名義人に対抗力を付与し、その権利を保護するための制度であり、登記名義人（相続人を含む。）の登記手続への関与が不可欠であり、登記名義人（相続人を含む。）の承諾なしに所有権移転登記を認めることは、できない。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	提出した特例事項に関する土地は、土地台帳により管理されていた時代に、既有地を官有地として買い上げたりしたもので、本来は法定公共物として個人に所有権がない土地である。しかし、台帳一元化に伴う登記簿への移記作業の時に、移記の必要がないにもかかわらず、誤って個人名の表題部を作成した事にはこまるものであり、本来ならば職権で表題部の抹消が必要なものであるが、現在までその作業が行われていないことが問題になっているのです。 最終的に管理者が再度登記するために買収するとしたら、これこそニ重課税であり問題であるため、何らかの手だてを講じる必要から申請したものです。	C	—	不動産登記制度は、登記名義人に対抗力を付与し、その権利を保護するための制度であるから、官有地となった場合は、土地台帳にその旨の記載がされるだけでは対抗力はなく、所有権移転登記をすべきこととなる。一元化に当たっては、既登記の不動産については、土地台帳に記載された所有者の記載は移記する必要がないとされており（登記簡・台帳一元化実施要領第31）、未登記の不動産であっても、「国有道路敷」等の記載がある場合は、表題部の新設を要しないとされている。したがって、特例事項とされている事業は、既登記の登記名義人がそのまま記載されている事例と考えられ、現に効力を有する所有権の登記がされている以上、登記名義人（相続人を含む。）の承諾なしに所有権移転登記を認めることはできない。						1568	15681040	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	閉鎖済みの旧土地台帳で官有地への編入が確認できる場合には、法的な公共物管理者の公示行為等により、権利移転を可能としていただきたい。また、誤り済みの法定外公共物については、土地の表示とともに合併があったものとして、地籍調査事業において一括処理ができるよう取扱いを簡略化していただきたい。
法務省	0510380	公共基準点から測量される各種座標成果の管理、公開についての取扱いの明確化	不動産登記法第17条、第18条第1項及び第21条、不動産登記法施行細則第10条ノ2第1項、第25条、第30条、第36条及び第42条ノ4、不動産登記事務取扱手続準則第27条、第97条、第99条、第123条及び第124条	登記申請書に添付された地積測量図は、求積及びその方法を明らかにすることとしており、また、地積測量図は、登記所に備え付け、公開している。	C	—	土地の分筆登記等において添付される地積測量図を作成するための測量について、必ず公共基準点に基づくものとする規定を設ける場合には、国民の負担が増加することとなるため、公共基準点の整備状況及び国民の負担を考慮しつつ検討する必要がある。	提案の趣旨及び右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	地籍の明確化の促進がいわれる中、17条地図の整備促進が不可欠な事は周知の事実です。このためには掛川市で取り組んでいる公共基準点から測量された座標値等により登記されるお地区測整理、土地改良、民間開発事業、公共事業及び個人の登記について、その座標値の管理と公開手法等について事務取扱の明確化を要望しているものです。このことにより、均一な精度の公共基準点から測量された地界座標値の蓄積が進み、これを統合する事で、地籍の明確化が促進されると考えていますがどうでしょうか。今回の要望では、全ての土地の分筆について、掛川市の公共基準点を使用することを要望していません。	C	—	土地の分筆登記において添付される地積測量図を作成するための測量について、必ず公共基準点に基づくものとする規定を設ける場合には、国民の負担が増加することとなるため、公共基準点の整備状況及び国民の負担を考慮しつつ検討する必要がある。	右の提案主体の意見について回答されたい。	今回の提案の趣旨は、基準点から測量された各種測量の座標成果の活務局での管理及び公開について取り扱いを明確化するよう要望しているもので、今までの回答にちらの意見とは内容が異なるものです。地積測量図等を作成する際には、掛川市が設置した基準点が近傍にあれば、費用負担が増大するのでもなく、基準点に基づいて行われることを拒むものでもありません。掛川市では基準点が整備された地区については地家調査士の測量にも積極的に利用されています。このように、基準点に基づいて実施された測量成果（公共座標値）を管理し、蓄積することは、地籍の明確化を推進する上で重要なことであり、求められていることですが、現状の法務局では例も対応がされていません。掛川市では、より地籍の明確化が推進されよう基準点の整備と測量データの管理を進めており、今後法務局に保管されている地図のコンピュータ化と合わせて、登記事務での座標データの取り扱いを進めていくことが予想され、この場合のモデルケースの公意味合いを含めて取り組んでいただきたいと考えています。基準点の有効活用は登記所との連携なくしては大切なデータが失われていばかりです。実情を十分ご理解の上、登記所と掛川市が協力して地籍の明確化が推進できるようにしていただきたい。			C	—	現在も、基準点が近傍にある場合、可能な限り、当該基準点を基礎とした測量成果に基づ（地積測量図の提出を求めており、当該測量図の閲覧や写しの交付により公開は図られている。なお、本要見に係る制度的な手当て等については、国民の負担等を考慮して検討してまいりたい。	1568	15681050	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	掛川市で設置した基準点を活用した測量を促進させるため、各種の境界測量ではこの基準点からの測量を優先させ、地積測量図等の作成のための引照点として活用することで、基準点に基づいた公共座標成果の蓄積を促進させる。
法務省	0510390	不動産登記法第17条地図の世界測地系移行に伴う地図の四隅座標の表示を、TKY2JGDでなく既測量データに基づく改ざんにより、新成果を求めた基準点成果への整合	不動産登記法第17条、不動産登記事務取扱手続準則第113条ないし第115条	TKY2JGDにより世界測地系により世界測地系に変換済み	C	—	登記所への地籍図等の送付に併せて基準点成果（観測手簿、座標計算簿等を含む。）の送付を求めていないことから、登記所において測量成果に基づく（図郭座標の改算をすることはできない。 また、登記所においては、既に変換に係る世界測地系のデータにより登記事務を取り扱っているところであり、現時点で改算することは困難である。	提案の趣旨を踏まえ実要望を実現できないか再度検討し回答されたい。			C	—	登記所への地籍図等の送付に併せて基準点成果（観測手簿、座標計算簿等を含む。）の送付を求めていないことから、登記所において測量成果に基づく（図郭座標の改算をすることはできない。 また、登記所においては、既に変換に係る世界測地系のデータにより登記事務を取り扱っているところであり、現時点で改算することは困難である。						1568	15681060	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	TKY2JGDによる変換方法は全国的な標準変換手法を検討したもので、高精度な基準点成果を持つ掛川市では、観測データに基づいた再計算（改算）により、全市に設置した基準点成果の変換量を算出して各種測量成果の整合を視保しており、登記所地図との不整合により、今後の基準点の活用に支障があってはならないため、地図の整合性について見直していただきたい。
法務省	0510400	道路等用地寄付時の登記手続簡素化	不動産登記法第25条	不動産登記は、別段の定めがあるときを除き、当事者の申請又は官公署の嘱託がなければ行うことができない。したがって、法務局が職権で抵当権抹消の登記を行うことはできない。	C		申請書に記載した登記義務者の表示が登記簿の記載と一致しないときは、申請人が登記申請をする権利を有するかどうか、明らかでないので、その登記申請は、不動産登記法第49条第6号により却下される。このことは、その会社の合併等が新聞報道等により知られている場合であっても同様であり、登記手続においては、一律にのような取扱いをする必要がある。 一方、抵当権等所有権以外の権利の登記の抹消を申請する場合には、登記簿上の表示が会社の組織変更等で変更されていなどきであっても、申請書には変更後の表示を記載して、その変更の事実を証する書面を添付すれば、申請人が、登記申請をする権利を有することが明らかとなるので、便宜、登記名義人の表示の変更登記を省略することができることされている。 ただし、抵当権抹消登記に際し、会社合併又は会社分割による抵当権移転があった場合において、その抹消登記原因の日付が会社合併又は会社分割後のときは、抹消登記の前に、抵当権移転の登記をしなければならないこれは、登記簿に物権変動の過程を正確に公示すべきであるとする不動産登記の原則からくる要請であり、有名な会社であるからといって、省略することはできない。しかも、「埼玉りそな銀行」の場合には、金社分割により設立された会社であることから、分割前の会社から特定の資産のみなお、変更を証する書面には有効期限はないので、複数にわたる登記申請が予定されている場合は、当該書面の原本還付を受けることにより、他の登記申請に利用することができる。 提案によると、不動産登記法第50条の規定を根拠として、法務局が職権で抵当権の登記の名義書換や抹消の登記を行えるようにするとのことであるが、当該規定は、土地又は建物の表示に関する登記に関するものであり、これは、登記官が職権で土地又は建物の表示に関する事項を調査することができるために設けられている規定である。 しかし、権利に関する登記については、私法上の権利の存否にかかわるものであって、登記官が職権で調査することはできず、したがって、当事者の申請又は官公署の嘱託があって初めてすることができる（不動産登記法第25条）。したがって、登記官が、これを待たずに新聞で報道された有名会社であるからといって職権で抵当権の登記の名義書換等の登記をすることは、不動産登記の正確性の確保の観点から許されないことであり、有名な金融機関といえども貸金貸付け等に際し、登記制度を利用して営利事業を行っているものである以上、登記制度の利用者として、必要な申請手続を行うべきことは当然である。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	バブル経済の崩壊し折からの金融ビッグバン政策と必要なって、この10年、わが国の金融業界は、大規模な分割・統合・再編の渦中にあります。このプロセスは、日本経済の再生に不可欠なものとして政府も少なからず関与しているところですが、その一方で、金融機関が再編成を余儀なくされている今日なお、かつて安定していた時代の登記制度がそのままにされています。そのため、このプロセスで当市が指摘した「第三者不利益」が生じています。その意味では、所轄法務局の関諜である以前に、金融界の大きな再編成の時代に適合した登記制度を再設計し、こうした第三者不利益に対して政府として責任ある対処、処方箋を用意しておくことこそ肝要と思われますが、この点についての見解を求めます。 また、本提案に対して法務省は、実務的に、詳細にわたる検討をされた、敬意を表するものですが、その内容は制度上の原則論を述べる範囲にとどまっているように思われます。現実にこれらの登記手続のために地域の生活道路整備が大幅に遅れ、市民生活に支障をきたす結果をもたらしている事実を直視していただけますなんでしょうか。その上で、どうすればこれを改善できるかという視点からの前向きかつ生産的な回答をいただきたいと存じます。 ここで明らかに指摘できることは、 ① 各法務局管轄の法人が、その法務局に登記申請する場合、印鑑証明書や資 格証明書（商業登記簿謄本）の添付が免除されていること。 ② さいたま地方法務局草加出張所では、商業登記簿がオンライン化されていること。 ③ 抵当権者は、どのように法人が移り変わってもーつしか存在しないこと。 以上の3点をもって、要提出書類の免除、簡素化をはかることは、実務上からも可能と思われることです。 回答では、権利に関する登記においては不動産登記法第25条を根拠に、登記官が職権でその内容を調査することはできないとしています。しかし、実際には各法務局が管轄する法人においては、登記に当り印鑑証明書や資格証明書の免除が行われており、権利に関する登記における登記官の職権調査は、一律に規定されているわけではありません。 また、そもそも、資格証明書は法務局自身が管理しているものです。商業登記簿のオンライン化が図られているのですから、他の法務局の管轄であっても、その法務局がオンライン化されていれば、登記官が資格証明書を調査することは可能なはずです。このことに加え、抵当権者は順位番号につき常に一つしか存在しないことを踏まえれば、これに現在の印鑑証明書を添付することによって、その登記に関して必要な情報は証明可能と思われます。 冒頭にも触れたとおり、この問題では、明白な第三者不利益が生じています。しかもそこで問なわれる利益は「公益」です。このことを真剣に受け止められ、改めて具体的な回答を求めるものです。	C	—	金融機関の組織再編成においては、会社合併及び会社分割の手法が利用されている。例えば、「埼玉りそな銀行」の場合は、「あさひ銀行」が会社分割及び会社合併により、「埼玉りそな銀行」及び「りそな銀行」の3つの銀行に分かれていて、したがって、登記簿上の抵当権の登記名義人が「あさひ銀行」の場合には、物件によって、「埼玉りそな銀行」に承継されたものと「りそな銀行」に承継されたものとが存在し、銀行からの申請がなければ、登記官においてこの物件の抵当権が「埼玉りそな銀行」に承継されたのかを判断することはできない。なお、このような場合に、抵当権者が資格証明書を含む法定の添付書類を添付して登記の申請をすべきものとされるのは、登記上の権利者である以上当然のことであり、金融機関もその例外とはならない。会社が本店又は支店所在地の登記所に不動産登記の申請をする場合に資格証明書の添付を省略することができるのは、同一の登記所の場合に限られて「不動産登記法施行細則第44条ノ8」、登記特別会計制度の下で、登記官が、電子情報処理組織（運営費用は利用者から納められた登記手数料をもって充てられている。）を利用して他の登記所の登記内容を調査することができるのに、これにより資格証明書の添付を省略するとすれば、結局、一般の利用者に新たな手数料を強いる結果となり、適当ではない なお、新しい不動産登記法による オンライン申請指定庁においては、登記情報提供制度の利用により資格証明書の添付省略が可能となる。との回答をいただきました。このことは、将来的にはオンライン申請指定庁の設置が明確化され、新しい登記審査のあり方が確立されていく可能性を含んでいると思われます。従って、むしろこの期にこそ、オンライン申請指定庁の実現下に置かれることとなる草加市を「登記手続円滑化モデル特区」とし、実証的に事務合理化をはかるべきと考えます。 以上の点につき、前向きな検討の上、当提案の実現をはかられるよう お願いするものです。	右の提案主体の意見について回答されたい。			C	—	金融機関の組織再編成において、登記官が登記事項証明書の記載から抵当権がどの金融機関からどの金融機関に承継されたのかを判断することができないことは、前回の回答のとおりである。したがって、現行制度で必要としている添付書類を省略して、特区において、現在の抵当権者の登記事項証明書のみを添付書類とすると、不正確な登記が発生する可能性が高まり、登記の信頼性が失われることとなる。前回も回答したところであるが、この問題は、抵当権の制度を利用して融資業務を行っている金融機関が、組織再編に伴う登記上の手続を遂やかに履該することによって対処すべきものと考えられるところであり、不正確な登記により財産権を不当に侵害するおそれがある場合を登記官が職権で行うものとすることによって解決することはできない。	1214	12141060	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	道路等用地寄付時の登記手続について、市は、寄付部分についての抵当権抹消と所有権移転登記を嘱託登記の形で行うものとし、金融機関に対して、抵当権抹消に特段の支障がない場合は所定期限内に書類等提出を促していく。さらに統廃合の過程が明白な金融機関については、必要最少限の書類をもって市または法務局が、嘱託登記または職権で名義書換や抹消登記を行えるようにする。
法務省	0510410	保留地の権利保全制度の改善	換地処分の公告前においては、保留地予定地の登記は受理できない	保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされ（土地区画整理登記令第13条の2）、このときに保留地として法的意味の土地が生まるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態である。このような登記を仮に受理するとき、二重登記ともなるので、現行法上、認められない。	国土交通省の回答によれば「保留地については、土地区画整理法第107条に基づき、換地処分の公告後遅滞なく登記を行うこととなるため、抵当権の登記等が可能である。 いわゆる保留地予定地（土地区画整理法第103条の2に基づき施行者が管理する土地）に関しては、施行者が第三者に使用収益させている場合（いわゆる保留地予定地の売買を行った場合）に、その内容を明らかにする簿書を平成17年度中に法令に位置付ける方向で検討を行う。 なお、法務局における取扱い及び登記制度の中での位置づけについては、法務省の所管事項である。」としているところ、施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる扱いとし、法務局に備え付けとする等により提案者の要望を実現できないか検討し回答されたい。		C	—	保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされ（土地区画整理登記令第13条の2）、このときに保留地として法的意味の土地が生まるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態である。このような登記を仮に受理するときは、二重登記ともなるので、認められない。 国土交通省において検討されている簿書については、保留地予定地に対する第三者の権利が土地区画整理法上どのような権利として位置付けられるのか、登記制度の対象となり得る物権なのか、債権的な権利なのか、その権利関係はどのような基準で規律されるのか等が明らかでないため、これを登記制度の中でどのように位置付けることができるかについて、現時点では、検討することができない。	提案の趣旨を踏まえ、国土交通省より検討の内容が明らかになった際は、要望を実現する観点から検討されたい。			C	—	国土交通省の検討の内容が明らかになった時点で検討することとなるが、実現可能か否かについては、登記制度全般を踏まえる必要があり、現時点では回答できない。	1126	11261010	東急不動産（株）	区画整理事業に伴う「保留地の権利保全制度の改善」及び「民間都市開発推進機構による保留地取得」	区画整理法の一部改定し、保留地の権利保全制度の改善を行う。 区画整理保留地に限り、法務局に保留地原簿を備付け、登記簿に準ずる扱いとし、保留地の権利変動等の管理を法務局が行う。（区画整理法の中に第二登記簿を認める条項を創設） 通常の謄本と同じように「保留地管理台帳謄本」といった名称で交付が可能とする。その際、法務局の証印を押すが、例えば「本区画整理事業が完遂した後、当内容で本登記できるものである」等の文言を付記するものとする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510420	保留地の権利保全制度の改善		換地処分の公告前においては、保留地予定地の登記は受理できない。	C	－	保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされた土地区画整理登記令第19条の2)、このときに保留地として法的意味の土地が生まれるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態である。このような登記を仮に容認するとなると、二重登記ともなるので、現行法上、認められない。	国土交通省の回答によれば「保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされた土地区画整理登記令第19条の2)、このときに保留地として法的意味の土地が生まれるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態である。このような登記を仮に容認するとなると、二重登記ともなるので、認められない。 いわゆる保留地予定地（土地区画整理法第103条の2に基づき施行者が管理する土地）に関しては、施行者が第三者に使用収益させている場合（いわゆる保留地予定地の売買を行った場合）に、その内容を明らかにする簿書を平成17年度中に法令に位置付ける方向で検討を行う。なお、法務局における取扱い及び登記制度の中での位置づけについては、法務省の所管事項である。」としているところ、施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる扱いとし、法務局に備え付けとする等により提案者の要望を実現できないか検討し回答されたい。	C	－	保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされ（土地区画整理登記令第19条の2）、このときに保留地として法的意味の土地が生まれるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態であるし、このような登記を仮に容認するときは、二重登記ともなるので、認められない。 国土交通省において検討されている簿書については、保留地予定地に対する第三者の権利が土地区画整理法上どのような権利として位置付けられるのか、登記制度の対象となり得る物権なのか、債権的な権利なのか、その権利関係はどのような簿書で規律されるのか等が明らかでないため、これを登記制度の中でどのように位置付けることができるかについて、現時点では、検討することができない。	提案の趣旨を踏まえ、国土交通省より検討の内容が明らかになった際は、要望を実現する観点から検討されたい。			C	－	国土交通省の検討の内容が明らかになった時点で検討することとなるが、実現可能か否かについては、登記制度全般を踏まえる必要があり、現時点では回答できない。	1260	12601010	千葉市	保留地の権利保全制度の改善	土地区画整理法一部を改訂し、保留地を法務局の管理とし通常の土地に準ずる扱いとする。施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる（区画整理法の中で第二登記簿を創設する）扱いとし、法務局に備え付けとする。保留地の権利変動等の管理を法務局が行い、「保留地管理台帳簿本」などという名称で法務局の延印を押し交付が可能とする。その際、に【本区画整理事業の換地処分の公告と同時に当該事項のとおり登記する】等の文言を付記する。
法務省	0510430	土地区画整理士の活用拡大		土地区画整理士は、区画整理事業完了後、区画整理地区内において、土地区画整理事業の手法・性格等について、アドバイスをすることができる。	D－1		D－1 現行の司法書士法及び土地家屋調査士法上、土地区画整理士が土地区画に関する相談を行うことについて、これが登記に関する相談にわたらないものである限り、制限を加えていないことから、土地区画整理士が土地区画整理事業の手法や性格等についてアドバイスをすることは、現行法上可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。	今回の提案は、土地区画整理士をもっと積極的に活用する観点から、区画整理地区内の土地問題については、まず区画整理士に相談が行く（よって、制度的に確立できないか、という観点から行っております。 具体的には、行政相談員法に基づく行政相談員の中に、土地区画整理士を委嘱することを、全国行政事務所で行っていただきたい、ことによって、専門性が強く問われる現代土地区画整理に関する問題をスムーズに解決し、全国的な連携が図られることを期待して提案しております。 以上の点をふまえ、再度検討をお願いします。	D－1		「土地区画整理地内の土地問題について、まず区画整理士に相談が行くように制度的に確立できないか」との点については、相談すべき相手方は、相談の内容に応じて選択されるべきものである。							1371	13712010	福島県喜多方市	施行済み土地区画整理地区内における土地区画整理士の地域マネージャー制度の導入	過去に、旧区画整理法において実施された区画整理事業は、技術的にも発展途上であったため、精度において誤差が大きいことや、その後の境界紛争の明確でなかったり保存されていなかったことから、現在の土地取引や境界査定において不便をきたす場合がある。その際、スムーズに問題を解決するためには、一般住民が区画整理事業の正確をよく理解している専門的アドバイザーを活用できる制度が必要である。 通常、土地区画整理事業の換地処分が完了すると、その後土地に関する相談や手続きには、土地家屋調査士や司法書士が係ることになり、紛争となると裁判所、ということになります。ここで、区画整理地区内においては事業終了後も、区画整理事業の手法・性格を熟知した土地区画整理士のアドバイスを受ける制度を確立する。
法務省	0510440	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例	株式会社の監査等の特例に関する法律第2条、第4条	1　株式会社の監査等の特例に関する法律上の小会社については、会計監査人による監査を受けることができない。 2　会計監査人の資格が公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人に限られている。	B	Ⅰ	1については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年国会提出予定）にかかる法制審議会の議論において、小会社においても会計監査人を任意設置することができるものとする方向で検討を進めている。 2　会計監査人の資格を誰に付与するかについては、いかなる資格を有する者に専門的な識見を必要とする外部会計監査をすることを認めるかという問題である上、株主及び一般債権者、投資家等の広範な会社関係者に多大な影響を及ぼす問題であることから、全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当でない。 しかしながら、本提案と同様に中小会社の計算書類の正確性・信頼性を高める等の観点から、上記会社法制の現代化においては、1の措置のほか、株式会社の内部機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士又は税理士をその資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を経営者とは別に保存・開示する職務を担う「会計参与（仮称）」制度を導入する方向で検討を進めている。	貴省の措置の分類ではBとあるが実施の時期を明示されたい（措置1AB-1又は1B-2）。また会計参与制度は提案者の要望を満たすものか、その内容につき提案の趣旨及び右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例として、税理士が会計監査人となり財務諸表の信頼性を証明することができることとするという規制の提案について、法務省からは次のような回答を頂いた。 1．小会社においても会計監査人を任意設置することができるものとする方向で検討されていること 2．会計監査人の資格を誰に付与するかは全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当ではないが、中小企業の計算書類の正確性・信頼性を高める等の観点から、株式会社の現代化において、株式会社の内部機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士又は税理士をその資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を経営者とは別に保存・開示する職務を担う「会計参与（仮称）」制度を導入する方向で検討を進めている。 以上において今後、小会社に会計監査人の設置が認められ、会計参与としての立場が税理士に与えられるならば、たとえ税理士であっても、株式会社の監査における正確な会計情報を、投資家に提供できる立場として認識しうるのではないだろうか、そして、ファーザーズ・マザーズ・ジャパンを創設し、そこに株式を登録する会社にとっては、税理士が監査を行えるならば、グリーンシートに登録するよりもコスト削減になるため、より多くの中小企業に直接金融の機会が与えられると考える。この点をふまえ、特区において創設される未公開株式売買市場に株式登録をする会社の監査について規制を緩和し、税理士にも会計監査人と同様の立場を与えることを、是非再度検討願いたい。	B－2	Ⅰ	現在検討を進めている①小会社における会計監査人の任意設置、②会計参与制度の新設の両措置により、提案されている「中小企業の計算性、信頼性を高める」旨の要望を満たすものと考える。 「特区において税理士にも会計監査人と同じ立場を与える」旨の提案に関して、会計監査人の資格を誰に付与するかについては、いかなる資格を有する者に専門的な識見を必要とする外部会計監査をすることを認めるかという問題であると、株主及び一般債権者、投資家等の広範な会社関係者に多大な影響を及ぼす問題であることから、各種法制度に照らして全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当でなく、同提案の実現は困難である。							1362	13621020	日本起業家協会	ファーザーズ・マザーズ・ジャパン（未公開株式売買市場）開設構想	未公開株式企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供がなされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。
法務省	0510450	刑務所の運営業務の民間委託	監獄法	行刑施設では，一部，自動車運転業務や通訳・翻訳業務などの民間委託を行っているものの，施設の管備や被収容者の処遇にかかわる業務の民間委託は行っていない。	A－1	Ⅰ	関係機関や周辺住民の理解と協力が得られるなど一定の要件を満たす地域に所在する行刑施設において，刑罰権の行使に直接かかわる業務を除き，施設の管備や被収容者の処遇にかかわる業務についても，守秘義務，みなし公務員規定，監獄規定など，業務の円滑かつ適正な実施を確保するための措置を講じた上で，民間委託することを検討する。	検討の結果について回答されたい。		A-1	Ⅰ	引き続き，検討を行っているところである。	検討の結果につき明らかにされたい。，			A-1	Ⅰ	関係行政機関や関係団体との緊密な連携が確保されるなど一定の要件を満たす地域に所在する行刑施設において，施設の管備や被収容者の処遇にかかわる業務を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とするための特例を設ける。	1275	12751010	山口県、山口県美祢市	美祢社会復帰促進センターPFI特区	刑務所において，施設の管備や被収容者の処遇も含めた大幅な業務の民間委託が可能となるよう，監獄法の特例を設ける。
法務省	0510460	刑務所内の診療所等の管理委託	監獄法	行刑施設内の診療所等の管理を他の医療機関に委託することは行っていない。 また，行刑施設の診療設備等を地域住民への医療を提供するために，他の医療機関に利用させることも行っていない。	A－1	Ⅰ	地域医療の充実への要望が高い地域に所在する行刑施設において，当該施設内の診療所等の管理を公的医療機関の開設者に委託し，当該医療機関が施設の診療設備等を利用して地域住民へ医療を提供することが可能となるよう，医療法令を所管する関係省庁とも協議し，検討する。	検討の結果について回答されたい。		A-1	Ⅰ	引き続き，関係省庁とも協議し，検討を行っているところである。	検討の結果につき明らかにされたい。，			A-1	Ⅰ	地域医療の充実を図ることが必要と認められる地域に所在する行刑施設において，国が開設した施設内の診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに，公的医療機関が地域住民に医療を提供するために施設の診療設備等を利用することを可能とするための特例を設ける。	1275	12751020	山口県、山口県美祢市	美祢社会復帰促進センターPFI特区	刑務所の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに，併せて当該医療機関が地域住民に対する医療を提供するため，診療所の設備等を利用できるよう，監獄法及び医療法の規制の特例を設ける。
法務省	0510470	尊厳死に関する特例	刑法第199条及び第202条	刑法第199条（殺人罪）又は第202条（同意殺人罪）に該当する可能性のある行為である。	C	Ⅰ	刑法第199条及び第202条は，人の生命があらゆる価値の根元であるという見地から，その生命を保護することを目的とした普遍的な性格を有する基本的な刑罰であり，日本国内の特定の地域においてのみ，その適用を排除することは適当でない。 なお，尊厳死の問題は，人の生命の保護と生命の処分に関する自己決定権とが衝突する究極の問題であり，終末医療のあり方などを含め，様々な視点から全国的なレベルで議論を尽くしていかなければならないものであって，地域の特性を生かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区構想とは馴染まない性質のものであると考える。															1570	15701010	掛川市	掛川市尊厳死特区構想	尊厳死を選ぶことが、医師にとって、ひとつ間違えば犯罪になる恐れがあることと、実態として尊厳死が行われていることを考慮し、尊厳死が国民的同意が得られるよう、尊厳死の条件及び手続等を明確化すること及び刑法の違規定の適用除外を求める。
法務省	0510480	カジノ設置に関する特例	刑法第185条第186条 1　賭博をした者は，50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2　常習として賭博をした者は，3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3　賭博場を開帳し，又は博徒を結合して利益を図った者は，3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は，刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	C	Ⅰ	C：特区として対応不可　　地域再生として対応不可　　刑法第185条及び第186条は，社会の風俗を害する行為として規定されているところ，刑罰法規の基本法である刑法を改正して，日本国内の特定の地域のみ適用を排することはできないのみならず，カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すこともできない。　いずれかの省庁において，カジノを法制化する法律を立案することとなれば，その内容について，法務省が個別に，当該省庁との協議に応じる用意はある。															1243	12431010	Alliance of Entertainment Initiative	地域振興エンターテイメント特区	「構造改革特区では刑法は扱わない」との了解事項の解除、刑法　第185条　－　187条　を特区内及び海外観光客には適用しない。刑法　第35条　－　「法令又は正当な業務による行為は罰しない」この条文を特区内に適用する。
法務省	0510480	カジノ設置に関する特例	刑法第185条第186条 1　賭博をした者は，50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2　常習として賭博をした者は，3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3　賭博場を開帳し，又は博徒を結合して利益を図った者は，3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は，刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	C	Ⅰ	C：特区として対応不可　　地域再生として対応不可　　刑法第185条及び第186条は，社会の風俗を害する行為として規定されているところ，刑罰法規の基本法である刑法を改正して，日本国内の特定の地域のみ適用を排することはできないのみならず，カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すこともできない。　いずれかの省庁において，カジノを法制化する法律を立案することとなれば，その内容について，法務省が個別に，当該省庁との協議に応じる用意はある。															1026	10261110	社会福祉法人鞍手会 ケイ・ティ・エンターテイライズ株式会社 有限会社かじと	社会福祉施設に特化した住みた（なる町づくり特区構想	カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。 現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある。
法務省	0510490	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	電子署名及び認証業務に関する法律	電子署名及び認証業務に関する法律は，電子署名に関し，電磁的記録の真正な成立の推定，特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定める法律である。	E	－	電子署名及び認証業務に関する法律には，港湾法関係の手続の電子化を規制する条項は存在しない。															1476	14761010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	○港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 ○輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
法務省	0510490	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	出入国管理及び難民認定法第１６条，第５６条，第５７条，出入国管理難民認定法施行規則第１５条，第１５条の２，第５１条，第６１条の３	輸出入・港湾関連手続について，各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウインドウ化を図ったところである。	Ｂ－２	Ⅲ	手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3ヶ年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見を踏まえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。													1476	14761010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	○港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 ○輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。